

目次

東海地震応急対策活動要領に基づく
静岡県広域受援計画

<広域受援計画>

◎ 基本方針

1

I 救助活動、消火活動等に係る計画

1 要旨	6
2 救助活動、消火活動等	6
(1) 県及び市町の活動概要	6
(2) 東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続	8
(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供	11
(4) 緊急輸送活動	11
(5) 航空管制等	12
(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告	12

II 医療活動に係る計画

1 要旨	13
2 広域医療搬送活動	13
(1) 広域医療搬送活動の概要	13
(2) 県、市町及び医療機関の活動概要	14
(3) 広域医療搬送活動の実施	16
(4) 広域搬送拠点の運営	17
(5) 広域搬送拠点までの患者搬送	18
3 非被災都道府県からの救護班の受入	19
(1) 救護班受入活動の概要	19
(2) 全国知事会に対する応援要請	19
(3) 県、市町及び医療機関の活動概要	19

静岡県

平成17年4月
平成18年10月修正
平成21年5月修正

資料編 I

III 物資調達に係る計画

1 要旨	21
2 物資調達	21
(1) 物資調達の概要	21
(2) 県及び市町の活動概要	22
(3) 緊急物資の搬送	23
(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送	24
(5) 空港を使用した緊急物資の搬送	24
3 緊援物資の取扱	25
IV 輸送活動に係る計画	26
1 要旨	26
2 緊急輸送ルートの概要	26
(1) 陸上輸送ルート	26
(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
3 県の活動概要	27
(1) 道路を使用する場合	27
(2) 航空基地を使用する場合	28
(3) 港湾を使用する場合	29
IV 輸送活動に係る計画	26
1 要旨	26
2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等	27
V 救助活動に係る要領	30
1 救助活動、消火活動等に係る要領	30
II 救助活動に係る要領	31
1 要旨	31
2 警察庁の応援活動	31
3 防衛省の応援活動	37
4 消防庁の応援活動	48
5 海上保安庁の支援活動	71
VI 医療活動に係る要領	76
1 要旨	76
2 医療チーム及び救護班の生活維持	76
3 非被災都道府県からの保健師の受け入れ	77
4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等	78
VII 物資調達に係る要領	79
1 要旨	79
2 物資の需給見込	88
VIII 輸送活動に係る要領	88
1 要旨	93
2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等	93

〈広域受援計画〉

◎ 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 東海地震応対策活動要領（以下、「国要領」という。）及び平成16年6月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動、消防活動、医療活動、物資調達及び輸送活動（以下、「救助活動等」という。）に關し、本県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、静岡県地城防災計画（以下、「県地城防災計画」という。）及び医療救援計画等の個別計画との整合を図りつつ、国の応援計画に対応する、静岡県広域受援計画（以下、「本計画」という。）を、以下のとおり定める。
- (2) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時に、本県は、本計画に基づき、速やかに国の応援を受け入れ、効率的・効果的な地震防災応急対策及び災害応急対策を実施する。
- (3) 地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更するものとする。
- (4) 本計画については、さらに、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行ふものとする。

2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、応援部隊数、広域医療搬送・救護を要する患者数、物資量やこれらを搬送するための輸送活動の規模範囲について、本県の第3次地震被害想定の死傷者数、避難者数等に基づき策定している。
- また、国の応援計画は、中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の検討による被害想定に基づいており、本県の被害想定と比較して、活動内容の規模等が不足する場合があることから、その対応についても本計画では定めている。
- (2) 本計画は、国の応援計画と同様、警戒宣言が発せられ、地震発生までに準備行動が終了していること、応援部隊の進出予定の緊急輸送ルートが甚大な被害を受けないこと等を前提としている内容も含んでいる。

3 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

- (1) 東海地震に関連する情報が発表されることなく東海地震が発生した場合、警戒宣言が発せられても準備行動を行う時間的余裕がない地震が発生した場合、東海地震の発生により事前に緊急輸送ルートとして定めた道路が寸断された場合等（以下、「突発的に東海地震が発生した場合等」という。）における県災害対策本部及び市町災害対策本部の主な実施事項は、次のとおりとする。

- ア 県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）
(ア) 広域応援については、本計画により対処する。
(イ) 国の情報先遣チームあるいは緊急災害現地対策本部要員の派遣前は、内閣府等に対し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の救助活動等を実施する。
(ウ) 県外からの応援が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
(エ) 救助活動等は、県地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。
イ 市町災害対策本部（以下、「市町災対本部」という。）
(ア) 广域応援については、本計画により対処する。
(イ) 県外からの応援が来るまでの間は、市町内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
(ウ) 県災対本部に対して、速やかに被害情報を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等には要請を行う。
(エ) 救助活動等は、市町地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。

4 調整会議の開催

- (1) 救助活動等は、県内の市町、県警察本部及び防災関係機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の機関が合司で実施することから、相互に調整及び連携することが必要である。
広域的な応援を円滑に受け、かつ、地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に実施するため、東海地震に関連する情報の発表時から発生後の各段階において、県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）又は県災対本部は、国の現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地本部」という。）と調整会議を開催する。
また、県方面本部は、市町及び防災関係機関と調整会議を開催する。
- (2) 具体的な開催内容は以下のとおりとする。
ア 国・県合同連絡調整会議
(ア) 主催

- (イ) 主な調整事項
- ・救助活動、消火活動等に係る応援部隊の県内における配分調整、増援等
 - ・医療活動に係る広域医療搬送の調整、医療チーム、救護班の増援等
 - ・物資調達に係る物資搬送の調整、物資の追加搬送等
 - ・輸送活動に係る緊急輸送ルートの選定、物資・部隊輸送の調整等
 - ・その他、必要となる県への要請事項
- (ウ) 会議構成機関
- ・県の現地本部
 - （警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等を含む。）
 - ・県警戒本部又は県災対本部（以下、「県本部」という。）
- 5 進出拠点等における通信の確保
- 応援部隊の進出拠点のうち足柄SA、浜名湖SA（当該進出拠点が使用できない場合
は、代替拠点を別途指定する。）においては、県及び県内消防本部の職員で構成する交通
誘導班が、県本部との通信を確保し、活動拠点においては、進出する応援部隊に通信の
確保を依頼する。
- また、広域搬送拠点及び伝令物資拠点においては、県方面本部が通信を確保する。
- 6 応援部隊等の携行品
- 国の応援計画に基づく県外からの応援部隊等は、生活物資（水、食料、寝袋等）を自
ら携行し救助活動等を行うことになっているが、県本部、市町地震災害警戒本部又は市
町災対本部（以下、「市町本部」という。）（は、救助活動等が長期化した場合、応援部隊
等の生活物資の確保について、県の現地本部と協議し対策を講じる。
- 7 臨時ヘリポートの開設等
- 県本部及び市町本部は、県外からの応援部隊の救助活動や重症患者の広域搬送活動
等に即応できるよう、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設する。
- (2) 臨時ヘリポートの具備すべき条件の確保
- 県本部及び市町本部は、上記候補地を臨時ヘリポートとして使用する場合は、県地
域防災計画の資料編に記載した「ヘリポートの具備すべき条件」を確保する。
- (3) 臨時ヘリポートの使用方法等
- ア 臨時ヘリポートの要員等の確保
- 県本部及び市町本部は、臨時ヘリポートの開設にあたり、次の要員、通信機器を
確保する。
- ・要員
 - ・臨時ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員
 - ・通信機器
- イ 脇持ヘリポートの使用の順位
- 県本部及び市町本部等との連絡を行うための通信機器
- 県災対本部及び市町災対本部は、上記候補地のうち臨時ヘリポートとして使用す
る場合は、原則として、次により使用の優先順位を調整する。
- ・第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
(救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等人命救助に要す
る人員、物資の輸送)
- ・第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
(消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送)
- ・第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
(食料等生命の維持に必要な物資の搬送)
- (4) 臨時ヘリポートの応急復旧
- 県災対本部及び市町災対本部は、東海地震発生時に、臨時ヘリポートの予定地が船
没、地割れ、障害物の堆積等により臨時ヘリポートとしての機能を損ねた場合には、
速やかに応急復旧を行い臨時ヘリポートの機能を回復させる。
- (5) 県内で運航する広域緊急救援隊等警察部隊、緊急消防救援部隊及び患者県内搬送用ヘ
リコプターの燃料の確保
- 県災対本部は、広域緊急救援隊等警察部隊、緊急消防救援部隊及び患者県内搬送用ヘ
リコプターに必要な航空燃料を確保するものとし、不足する場合又は緊急やむをえない
場合には、県内に所在する自衛隊基地内の保有燃料の貸与を自衛隊に要請する。
さらに航空燃料が不足する場合には、県災対本部は、国の現地本部に調達を要請す
る。
- (6) 患者県内搬送用ヘリコプターの夜間駐機
- 患者県内搬送用ヘリコプターとして使用する民間航空会社のヘリコプターは、航空
燃料の補給と機体整備のため、夜間は各ヘリコプターの所属する会社のヘリポートに
戻ることを原則とする。
自家のヘリポートに戻れなくなった場合には、県災対本部は、最寄りの広
域搬送拠点及び航空自衛隊静浜基地に、民間航空会社ヘリコプターの夜間駐機場所を
確保するよう、自衛隊に要請する。

8 航空機を利用して救出・救助活動等について
航空機（固定翼機及び回転翼機）を利用した救出・救助活動を始めとする各種支援活動において、静岡空港を有効に活用する。

【航空機を適用した広域活動拠点のイメージ】

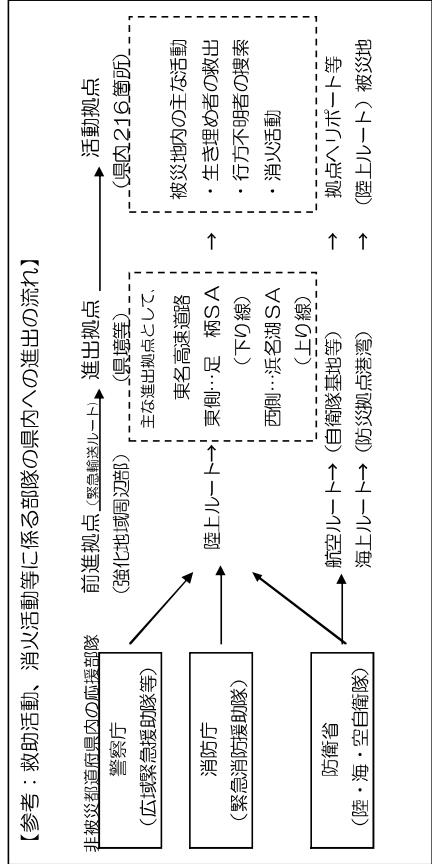


9 経費負担
救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が負担する。

10 全国知事会への応援要請
県本部は、国要領に基づく県外からの応援と、都道府県の相互応援協定に基づく応援の内容が重複しないよう、国要領に基づく広域応援を基本とし、これを補うための応援について全国知事会に要請する。

I 救助活動、消火活動等に係る計画

- 1 要旨
県は、あらかじめ定めた活動拠点において、警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。



2 救助活動、消火活動等

(1) 県及び市町の活動概要

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 具

- a 県は、全職員を参集させ、県警戒本部を設置する準備を行う。
b 県は、国の情報先遣チーム、自衛隊の連絡幹部等の受入準備を行うとともに、
国の現地警戒本部設置の準備を行う。
c 県は、県内に定めた応援部隊の進出拠点の確保の準備を行う。
d 県（建設部）は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、区間内における
工事を休止する。
e 県は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊の受入を行う。
(イ) 県警戒本部
県警戒本部は、警戒宣言発令時に実施する交通規制の準備を行う。
(ウ) 市町
a 市町は、市町警戒本部を設置する準備を行う。
b 市町は、活動拠点の開設等開設の準備を行う。

イ 警戒宣言発令時

- (ア) 県警戒本部
- a 県は、県警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
 - b 県警戒本部（指令部）は、国の現地警戒本部や防災関係機関と連絡をとり、必要な要請、連絡調整を行うとともに、県内で実施されている地震防災応急対策の状況を国の現地警戒本部に報告する。
 - c 県警戒本部（指令部）は、国・県合同連絡調整会議を開催し、国の現地警戒本部に対し進出拠点及び活動拠点の開設準備状況を報告するとともに、必要な要請等を行う。
- (イ) 県公安委員会
- 県公安委員会は、緊急輸送ルートを確保するため交通規制を行う。
- (ウ) 市町警戒本部
- a 市町は、市町警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
 - b 市町警戒本部は、活動拠点の施設管理者に対して、開設等を依頼し、自衛隊の先遣部隊の受入を行なう。

ウ 東海地震発生時

- (ア) 県災対本部
- a 県は、県災対本部を設置し、速やかに県地図防災計画に定めた災害応急対策を実施する。
 - b 県災対本部（指令部）及び県方面本部は、応援部隊の受入を行う。
 - c 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況を確認し、使用不能な進出拠点の代替拠点を新たに指定するとともに、通行不能となった緊急輸送ルートの迂回ルートを選定する。
 - d 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。
 - e 県災対本部（指令部）は、その他の必要事項に関して、国の現地本部と調整を行なう。
 - f 県災対本部（指令部）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国の現地本部と調整の上、サイレントタイムの設定を行なうとともに、関係機関に協力を要請する。
- (イ) 県公安委員会
- 県公安委員会は、報道機関、防災関係機関との調整及び周知を行う。
- (ウ) 市町災対本部
- a 市町は、市町地図防災計画に定めた救助活動、消火活動等を行う。
 - b 市町災対本部は、速やかに県方面本部に対して、管内の被害状況、火災発生状況等を報告し、必要に応じて、要請を行う。

c 市町災対本部は、活動拠点において応援部隊の受入を行うとともに、油圧ショベル等の重機械類及び削岩機、エンジンカッター等の救助資機材を確保し、応援部隊と連携し救助活動、消火活動等を行う。

工 突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁（以下、「救助・救急関係省庁」という。）及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行なうものとする。

(2) 東海地震発生時の救助・救急関係省庁への要請等の手続
救助・救急関係省庁への要請等の手続は次による。

ア 広域緊急援助隊等警察部隊
県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察にに対して、援助を要する。

イ 自衛隊
知事は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊東部方面総監に對して、要請する。

(ア) 自衛隊の災害派遣の要請
知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

(イ) 災害派遣要請の内容

- a 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- b 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- c 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- d 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- e 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- f 道路又は水路の確保の措置
- g 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- h 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- i 被災者に対する炊飯及び給水支援
- j 防災要員等の輸送
- k 連絡幹部の派遣
- l その他知事が必要と認める事項

(ウ) 派遣要請手続
知事は、次の事項を明らかにした要請書（広域受援計画活動要領（以下、「要領」という。）・様式1-1）により、陸上自衛隊東部方面総監に對して、要請する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもつて行い、事後やかに文書により要請する。

a 災害の情況及び派遣を要請する理由

- b 派遣を希望する期間
c 派遣を希望する区域及び活動内容
d その他参考となるべき事項
- (工) 市町長の災害派遣要請の要求
市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式1-2）により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。
ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。
また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関する災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
- ウ 緊急消防援助隊
知事は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、消防庁長官に対して、要請する。
- (ア) 緊急消防援助隊の応援の要請
知事は、応援を要請する部隊を明らかにして要請する。
(イ) 応援要請する部隊の種類
a 消火部隊
b 救助部隊
c 救急部隊
d 航空部隊
e 水上部隊
f 特殊災害部隊
g 特殊装備部隊
- (ウ) 応援要請手続
知事は、次の事項を明らかにした要請書（要領・様式1-3）により、消防庁長官に対して、要請する。
ただし、緊急を要するときは、消防防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- (エ) 市町長への応援要請の依頼
市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式1-12）により、海上保安庁の支援要請を行ふよう依頼する。
- (オ) 市町長の支援要請の依頼
市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式1-12）により、海上保安庁の支援要請を行ふよう依頼する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してその旨を速やかに連絡する。
- オ 突発的に東海地震が発生した場合等
知事からの要請がなくても、防衛省は自衛隊法第83条第2項の規定に基づき自衛隊を、消防庁は消防組織法第44条第2項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。
- また、知事からの要請がなくても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消防活動等を行うため、警察庁は広域緊急救援隊等警察部隊を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣できる。
- (工) 市町長の応援要請の依頼
市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式1-4）により、緊急消防援助隊の応援要請を行ふよう依頼する。
ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供

ア 進出拠点へ進出する応援部隊への情報提供

県災対本部（指令部）は、国の現地本部（本部を設置していない）場合には、
国の情報先遣チーム等）に対して、救助・救急関係省庁へ進出拠点等に関する情報を
提供するよう依頼する。

・進出拠点、活動拠点の指定内容

また、県方面本部は、求めに応じて、各応援部隊に対して、情報提供を行う。

イ 進出拠点の変更に係る情報提供

東海地震の発生により、応援部隊が、定められた進出拠点への到達が困難となった
場合には、県災対本部（指令部）は、国の現地本部と協議し進出拠点を変更し、その
結果を国の現地本部に対して、救助・救急関係省庁へ速やかに伝達するよう依頼する。

ウ 活動拠点へ誘導するための情報提供
県方面本部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を
迅速・的確に把握し、活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供を行なう。

（ア）応援部隊への活動拠点の指示等

交通誘導班は、進出拠点に進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示す
るとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

（イ）応援部隊への情報提供

交通誘導班は、応援部隊に次の事項を情報提供する。

・被害状況

・県災対本部・県方面本部への連絡方法、連絡先一覧

・割り当てた活動拠点

・県又は該当市町からの応援要請事項

・応援要請に係る活動拠点周辺の地図

・活動拠点までの緊急輸送ルート図

・その他必要な事項

エ 応援部隊用地図等の配布

県方面本部及び市町災対本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を、応
援部隊に配付する。

・応援部隊の活動区域

・災害拠点病院、救護病院等の位置

・臨時ヘリポートの位置

・その他応援部隊が求める事項

（4）緊急輸送活動

東海地震の発生により緊急輸送ルートとして定められた道路が寸断された場合等に

においては、県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、被
害状況を確認し、速やかに代替する緊急輸送ルートを定める。

（5）航空管制等
国要領に記載された航空管制等については、当面、県が定める「静岡県空域における
航空機の安全運航確保マニュアル」により実施する。
・県内の被害状況

（6）活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告

ア 活動拠点の確保

（ア）活動拠点の選定

県方面本部は、市町本部と連携し、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動
車両の駐車スペースを考慮して、活動拠点を選定する。

（イ）活動拠点の開設

市町本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するた
めの施設の鍵錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。
イ 開設準備の報告
東海地震注意情報が発表された場合又は突発的に東海地震が発生した場合には、
活動拠点の使用の可否について、報告書（静岡県総合防災情報支援システム（ASSIST-
II）以下、「アシストII」という。）の様式31（要領・様式1-13）により、市町
本部は、県方面本部（指令班）に報告する。
県方面本部は、管内の活動拠点の使用の可否の状況を集約し、報告書（アシストII
の様式31（要領・様式1-13）により、県本部（指令部）に報告する。

ウ 応援部隊の活動状況の報告

市町災対本部は、応援部隊からの報告を受け、報告書（アシストIIの様式34（要領
・様式1-14）により、応援部隊の活動状況を、県方面本部（指令班）に報告する。
県方面本部は、応援部隊の活動状況を集約し、報告書（アシストIIの様式34（要
領・様式1-14）により、県災対本部（指令部）に報告する。

エ 応援部隊用地図等の配布

県方面本部及び市町災対本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を、応
援部隊に配付する。

・災害拠点病院、救護病院等の位置

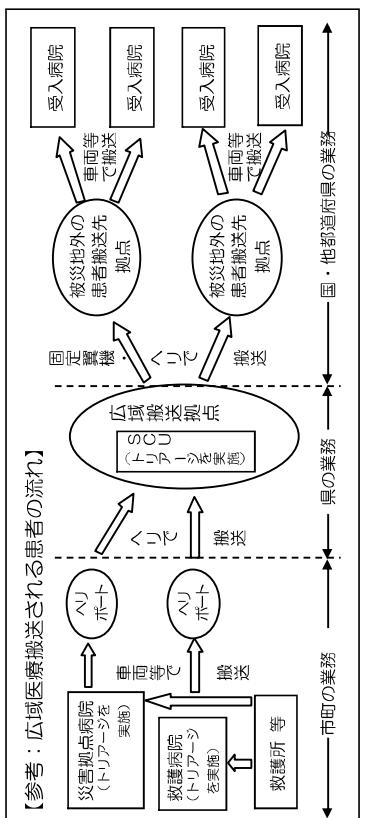
・臨時ヘリポートの位置

・その他応援部隊が求める事項

II 医療活動に係る計画

1 要旨

東海地震発生時には、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要である。
このため、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外からの救護機関へ搬送（以下、「広域医療搬送活動」という。）することも、被災地からの救護搬送による治療を実施する。



2 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。

ア 災害拠点病院又は救護病院は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下、「広域医療搬送対象患者」という。）に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ 災害拠点病院又は市町災対本部は、災害拠点病院又は救護病院から患者県内搬送用ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。
ただし、状況によっては、患者県内搬送用ヘリポートに搬送せず、広域搬送拠点に搬送することができる。

ウ 県災対本部（厚生部）は、患者県内搬送用ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送（原則として、1ヘリコプターで1患者搬送）する。

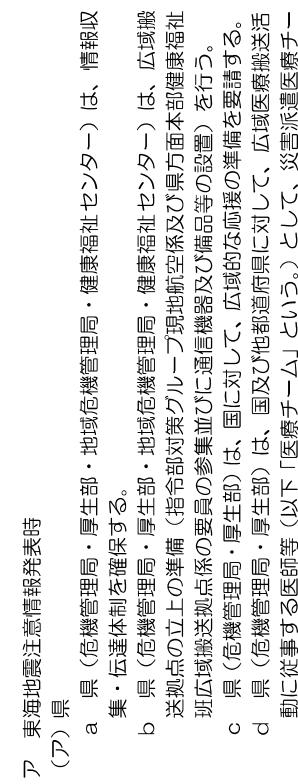
ただし、状況によっては、広域搬送拠点に搬送せず、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ 県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、広域搬送拠点に設置する仮設救護所（ステーシングケアユニット：以下、「SCU」という。）で、広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び電トリージを実施する。

オ 自衛隊は、広域搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、航空機により、広域医療搬送対象患者を搬送（1機で複数患者搬送）する。

カ 被災地外の他都道府県は、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(2) 県、市町及び医療機関の活動概要



- (イ) 市町
- 市町は、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両の準備を行う。
- (ウ) 医療機関
- 医療機関は、院内の安全確保を実施するとともに、発災後の医療救護活動の準備を行う。
- 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートの準備を行う。
- 災害拠点病院及び救護病院は、広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）の救護施設開設状況登録にデータ入力を行つ。

- イ 警戒宣言発令時
- (ア) 県
- a 県警戒本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（指令班・健康福祉班）は、情報収集を継続する。
 - b 県警戒本部（指令部・厚生部）は、国の現地警戒本部、JVMA T及び指定航空会社の準備状況を確認するとともに、必要な調整を行つ。
- (イ) 医療機関
- 災害拠点病院及び救護病院は、EM I Sのデータを更新する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県

- a 県災対本部（指令部・厚生部）は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、国の現地本部、JVMA T及び指定航空会社に対して要請し、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び指定航空会社に対して要請する。
 - b 市町災対本部（指令部・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
 - c 市町災対本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、医療チームをSCUに受け入れる。
 - d 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUにおいてトリアージの準備を行う。
 - e 県災対本部（指令部）は、必要と認める場合、国の現地本部に対して、広域医療搬送の継続を要請する。
 - f 県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部に対して、患者の治療に対応する医師を中心とする救護班の派遣を要請する。
- なお、救護班をできる限りの早期に受け入れるため、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう、併せて要請する。
- (イ) 市町
- 市町災対本部は、救護病院へ広域搬送のための行動開始を指示するとともに、患者県内搬送用ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。
- (ウ) 医療機関
- a 医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段を確保する。
 - b 施設内に患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを確保する。
 - c 灾害拠点病院及び救護病院は、EM I Sのデータを更新する。
 - d 灾害拠点病院及び救護病院は、トリアージの準備を行う。

工 突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行つものとする。

(3) 広域医療搬送活動の実施

ア 広域医療搬送活動実施の連絡

(ア) 県

- 県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び災害拠点病院に連絡する。

(イ) 市町

- 市町災対本部は、県災対本部（指令部・厚生部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ 広域医療搬送活動の実施

(ア) 県

- a 県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、ヘリコプターの運航先を指定する。
- b 県災対本部（指令部対策グループ現地航空係）は、静岡空港及び航空自衛隊浜松基地において、また、東部方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、愛鷹広域公園において、患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供する。
- c 県災対本部（指令部）は、静岡空港等が使用できない場合には、航空自衛隊静浜基地において、その業務を行うものとする。
- d 県災対本部（指令部）は、自衛隊に対して、愛鷹広域公園における局地情報提供を要請する。
- e 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUを運営する。

(イ) 市町

- 市町災対本部は、患者県内搬送用ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運行する。

(ウ) 医療機関

- a 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを運営する。
- b 灾害拠点病院及び救護病院は、トリアージを実施する。

(工) 県方面本部管内別広域搬送拠点並びに患者県内搬送用ヘリコプターの運航先指定者等

区分	左の広域搬送拠点	ヘリコプターの運航先指定者	運航情報提供の実施者	局地情報提供の実施者
管内				自衛隊
賀茂・東方面本部	愛鷹広域公園 (沼津市)	県本部厚生部 東部方面本部 健康福祉班	県災対本部指令部対策グループ県地航空 部方面本部健康福祉班	11
中部方面本部	静岡空港 (牧之原市・島田市)	県本部厚生部 中部方面本部健康福祉班	11	11
西部方面本部	航空自衛隊浜松基地 (浜松市)	県本部厚生部 西部方面本部健康福祉班	11	11

注1 運航情報提供とは、運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、

運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

注2 航空自衛隊静浜基地については、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合の代替施設とする。

(4) 広域搬送拠点の運営

ア 医療チームの受け入れ

県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)は、国等の要請を受け派遣された災害派遣医療チーム(DMATT)等を受け入れる。
なお、広域医療搬送体制を速やかに立ち上げるため、JVMAT等から派遣される医療チームを、併せて受け入れる。

(国等から派遣される医療チームの人数)

業務内容	区分	医師(人)	看護師(人)	備考
SCUにおけるトリアージの実施	30	63	県内3カ所の合計	
患者県内搬送用ヘリコプターへの同乗	48	48	ヘリ40機(1機当たり医師・看護師各1名) 賀茂・東部方面本部における初期対応要員を含む。	
合計	78	111		

イ SCUの要員配置

県方面本部(指令班)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)の要員を、県(厚生部)職員を中心配置する。
ただし、県災対本部(指令部)及び県方面本部(指令班)は、要員数の確保が困難を受けて実施し、2回目以降の搬送は、ヘリボートにヘリコプターが到着した

難な場合、自衛隊及びSCUの近隣市町に対して、協力を要請する。
ウ 患者県内搬送用ヘリコプターの配備
(ア) 民間ヘリコプターの配備
県災対本部(厚生部)は、第3次地震被害想定に基づく広域医療搬送対象患者数の地域別割合に対応し、概ね次のとおり指定航空会社のヘリコプターを配備する。

(県方面本部管内別民間ヘリコプターの配備機数)				
区分	配備 先	別 機 数	合 計	(機)
管内	災害拠点病院専属機	救護病院汎用機	合 計	
賀茂・東方面本部	賀茂・東部方面本部	6	7	13
中部方面本部	中部方面本部	7	8	15
西部方面本部	西部方面本部	6	6	12
合計	合計	19	21	40

(イ) 民間ヘリコプターの運航
県災対本部(厚生部)は、災害拠点病院に専属機を原則1機配備し、広域搬送拠点との間をピストン運航する。
その他のヘリコプターについては、配備先を特定せず、必要的都度、救護病院と広域搬送拠点との間を運行する。
(ウ) 民間ヘリコプターが不足する場合の対応
県災対本部(指揮部)は、指定航空会社のヘリコプターのみでは対応が困難なる患者搬送を要請する。
県災対本部(指揮部)は、指定航空会社のヘリコプター又は自衛隊に対して、ヘリコプターに同乗が必要な場合は、医療チーム又は県内の医師等の中から指名する。
(エ) 広域搬送拠点に搬送する患者数の調整
県災対本部(厚生部)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)と連絡を取り、広域搬送拠点に搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

(5) 広域搬送拠点までの患者搬送

ア 災害拠点病院から広域搬送拠点までの搬送
(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送
災害拠点病院又は災害拠点病院の要請を受けた市町災対本部は、災害拠点病院からヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。
なお、初回の搬送は県災対本部(厚生部)の県内患者搬送ヘリコプター派遣連絡を受けて実施し、2回目以降の搬送は、ヘリボートにヘリコプターが到着した

ことを目視等により確認した上で実施する。

(イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送
県災対本部（厚生部）は、災害拠点病院に専属ヘリコプター（原則1機）を配備し、ヘリポートと広域搬送拠点の間で、広域医療搬送対象患者を搬送する。

イ 救護病院から広域搬送拠点までの搬送
(ア) 救護病院が使用するヘリポートまでの搬送

救護病院の要請を受けた市町災対本部は、県方面本部（健康福祉班）から県内患者搬送ヘリコプター派遣通知を受け、救護病院から同ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送
県災対本部（厚生部）は、ヘリポートから広域搬送拠点まで、ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

3 非被災都道府県からの救護班の受け入れ

(1) 救護班受入活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、救護班受入活動を実施する。

ア 国は、他都道府県に対して、救護班の派遣を要請するとともに、本県への移動手段を確保できない救護班については、被災地外の患者搬送先拠点に参集するよう要請する。

イ 国は、被災地外の患者搬送先拠点に参集した救護班については、県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、救護班を搬送するよう調整する。

ウ 県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、救護班を搬送する。

エ 県災対本部（厚生部）は、他都道府県から派遣された救護班に対して、連絡窓口となる旨周知するとともに、県内の医療活動の状況を把握し、医療需要に応じた活動ができるよう調整する。

(2) 全国知事会に対する応援要請
県災対本部（指令部）は、国に対する応援要請によつても救護班が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、医師等の派遣を要請する。

(3) 県、市町及び医療機関の活動概要

ア 救護班の派遣

(ア) 県災対本部（厚生部）は、発災初期においては、第3次地震被害想定に基づく

広域医療搬送対象患者数の地域別割合に応じて、県方面本部に救護班を派遣する。

その後は、災害拠点病院及び県方面本部（健康福祉班）からの要請に基づき調整し、県方面本部に派遣する。

(イ) 県方面本部（健康福祉班）は、発災初期においては、別途定める救護班派遣計画（注）に基づき、管内の災害拠点病院・救護病院等に救護班を派遣する。

その後は、市町災対本部（厚生部）に派遣要請する。

(注) 救護班派遣計画

県健康福祉センターガ、県方面本部管内の地理的状況・病院の立地場所等を考慮して、災害拠点病院・救護病院等への救護班の派遣順位、搬送経路、手段等を定めたもの。

イ 広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等までの救護班の搬送

(ア) 災害拠点病院までの搬送
・県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、救護班を搬送する。

・災害拠点病院の要請を受けた市町災対本部は、ヘリポートから災害拠点病院まで、車両等により、救護班を搬送する。
(イ) 救護病院等への搬送
・原則として、救護病院等の要請を受けた市町災対本部は、広域搬送拠点から救護病院等まで、車両等により、救護班を搬送する。
・なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

(ア) 災害拠点病院までの搬送

・県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、救護班を搬送する。

・災害拠点病院の要請を受けた市町災対本部は、ヘリポートから災害拠点病院まで、車両等により、救護班を搬送する。

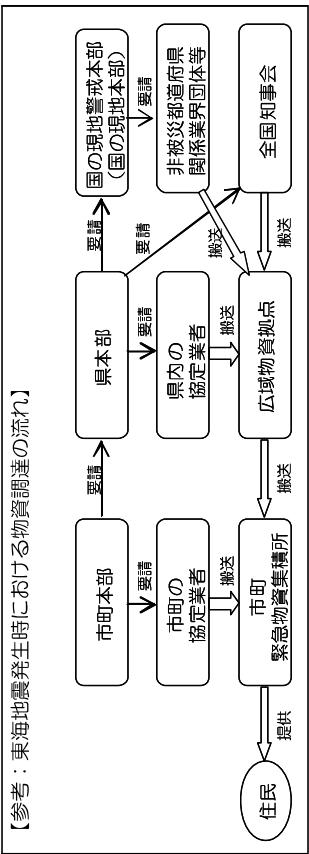
・原則として、救護病院等の要請を受けた市町災対本部は、広域搬送拠点から救護病院等まで、車両等により、救護班を搬送する。

・なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

III 物資調達に係る計画

- 1 要旨
東海地震発生時において必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「物資」という。）については、
・県民は、平常時より物資の備蓄に努めるものとする。
・市町は、物資が不足している県民に対して、備蓄物資を提供する。
これらにより対応が困難な場合、県は、県内の民間業者との協定を活用するほか、国
要領に基づく国等の広域応援を求めるごとににより、緊急に必要な物資（以下、「緊急物資」という。）を調達する。

【参考：東海地震発生時における物資調達の流れ】



（1）物資調達の概要

県災対本部等は、以下の手順により、東海地震発生時における物資調達を実施する。

ア 県民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。

イ 市町災対本部は、市町が備蓄している物資を住民に提供する。

ウ 市町災対本部は、各市町が協定を締結している県内の民間業者に対して、緊急物
資の供給を要請する。

エ 市町災対本部は、上記ア～ウによつても緊急物資が不足する場合、県に対して、
調達を要請する。

オ 市町災対本部は、県が協定を締結している県内の民間業者から緊急物資を調達する。

カ 県災対本部は、全国知事会に対して、広域応援協定に基づく応援を要請する。

（2）県及び市町の活動概要

- ア 東海地震注意情報発表時
(ア) 県は、県民及び市町に対して、備蓄している食料・飲料水・生活必需品、非常
持出品の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
(イ) 県及び市町は、県内の協定を締結している民間業者（以下、「協定業者」という。）
に対して、警戒宣言の発令に備えた準備体制の確保を要請するとともに、協定に
基づく物資の在庫状況（以下、「在庫状況」という。）の報告を求める。

イ 警戒宣言発令時
(ア) 県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点の開設のための準備を行い、必
要に応じて、開設する。

(イ) 県方面本部（物資班）は、市町から緊急物資の調達要請があった場合、これを
集約し、県警戒本部（産業部）に報告する。

(ウ) 県警戒本部（産業部）は、県方面本部（物資班）を通じて把握した市町警戒本
部の要請に応じて、原則として県内の協定業者から緊急物資の調達及びあっせん
を行う。

(エ) 県警戒本部（指令部）は、必要量の調達が困難と想定される緊急物資について、
国の現地本部に対して、調達を要請する。

(オ) 警戒宣言の発令期間が長期化した場合は、
a. 市町警戒本部は、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合は、
県方面本部（物資班）に対して、緊急物資の調達を要請する。
b. 県警戒本部及び県方面本部は、市町警戒本部の要請を踏まえ、上記（ウ）～（エ）
について継続する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 広域物資拠点の運営
a. 県方面本部（物資班）は、県方面本部（物資班拠点係）を通じて広域物資拠点
の被害状況を把握し、県方面本部（指令部）に報告する。

る。
県方面本部（指令部）は、同様に県災対本部（指令部）に報告する。
県方面本部（指令部・物資班）は、広域物資拠点の使用が困難な場合は、代替
施設を決定し、県災対本部（指令部・産業部）に報告する。

b. 県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点設置運営マニュアルにより広域
物資拠点の運営を行つ。併せて荷捌き作業等について協定業者に依頼する。
(イ) 調達を必要とする緊急物資の把握
県方面本部（物資班）は、市町災対本部から緊急物資の調達要請を受け付け、
品目別の数量を集約し、県災対本部（産業部）に報告する。市町災対本部からの
要請は、原則1日1回、時間を決めて集約し報告することとするが、特に緊急の
要請があつた場合は、県方面本部（物資班）は、個別に県災対本部（産業部）に
報告する。

- (ウ) 協定業者からの緊急物資の調達
- a 供給の要請
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し、緊急物資の供給を要請する。
 - b 配分計画の決定
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者から調達できる数量等を基に、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。
- (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送
- ア 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が海路となる場合は、港湾施設の被害状況や専門業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定し、国の現地本部に対して報告する。
 - イ 県災対本部（指令部・建設部）は、岸壁側に荷揚げ設備の準備ができるない港湾の使用にあたっては、荷揚げ設備を備えた船舶等による搬送を、国に要請する。
 - ウ 県災対本部（建設部）は、県方面本部（土木班）に対して、緊急物資の受入作業を指示する。
 - エ 県方面本部（土木班）は、緊急物資の受入のための荷揚げ及び一時保管作業等について、協定業者に依頼する。
 - オ 協定業者の確保が困難な場合は、県方面本部（指令班・土木班）は、荷役業者を確保する。
 - カ 県災対本部（土木班）は、広域物資拠点までの搬送を行う。
- (5) 空港を使用した緊急物資の搬送
-
- 静岡空港
- 協定業者
・協定輸送会社
・関係業界団体
・空港搬送
- 生民 → 市町緊急物資集積所等 → 静岡空港 → 協定業者
- 搬送 搬送 搬送
- （ウ）突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、物資関係省庁及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。
- （3）緊急物資の搬送
- ア 県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に緊急物資の供給を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。
なお、県災対本部（指令部）は、県内の協定業者により搬送できない場合は、静岡県トランク協会に対して、緊急物資の搬送を要請する。
- イ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

IV 輸送活動に係る計画

イ 県災対本部（指令部・空港部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が空路になる場合は、空港施設の被害状況やハンドリング会社※の確保の状況等について、国の現地本部に対して報告する。

ウ 県災対本部（指令部）は、緊急物資の受入のために航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等について、協定に基づきハンドリング会社に依頼する。

エ ハンドリング会社の確保が困難な場合は、県災対本部（指令部）は、航空機からこの取り降ろし及び一時保管作業等を行う業者を確保する。

オ 県災対本部（指令部）は、一時保管場所での仕分け作業等の要員派遣を県方面本部（指令班）に要請する。

カ 県災対本部（指令部）は、ハンドリング会社等に対し、緊急物資の受入及び一時保管作業等について指示を行ふ。

キ 県災対本部（指令部）は、県災対本部（産業部）から報告された配分計画に基づき、緊急物資を市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ク 市町災対本部は、県災対本部（指令部）から要請された場合は、配分された緊急物資を静岡空港から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

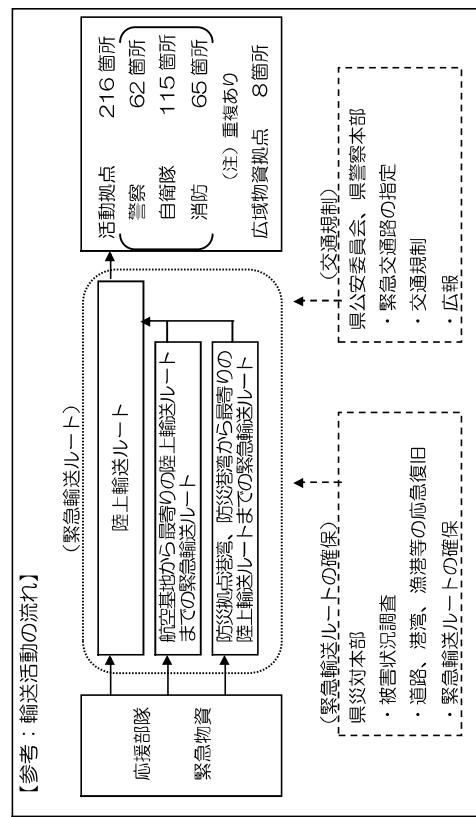
ケ 広域物資拠点へ搬送する場合は、県方面本部（指令班）が行う。

※ハンドリング会社…静岡空港において、航空機の誘導、航空貨物の積み降ろし等の航空機地上支継業務を行う会社

3 緊急物資の取扱

地震発生直後は相当の混乱が予想されることから、原則として義援物資は受け入れないものとし、県災対本部（指令部広報班）は、その旨広報するとともに、国の現地本部や報道機関に対して、広報を依頼する。

【参考：輸送活動の流れ】



2 緊急輸送ルートの概要

(1) 陸上輸送ルート

ア 国が定めた応援部隊、緊急物資の緊急輸送ルートの路線名及び区間は、要領・表4-1のとおりとする。
この緊急輸送ルートのうち、東名高速道路最寄りインターチェンジ（以下、「IC」という。）から各拠点までの緊急輸送ルートは、要領・表1-9及び表4-2のとおりとする。

イ 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-3のとおりとする。

ウ 県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、崖崩れ等により一部の道路が寸断された場合は、第二東海自動車道、緊急河川敷道路等の道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更する。
なお、代替道路として選定が可能な第二東海自動車道及び緊急河川敷道路の区間は、要領・表4-4のとおりである。

ら偵察し、画像、映像等を含めた道路被害情報を速やかに提供するよう要請する。

- (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
- ア 航空基地により輸送する場合は、要領・表4-5のとおりとする。
- イ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、航空機により輸送する場合は、防災拠点ヘリポート、静岡ヘリポート、静岡空港及び自衛隊基地（板妻駐屯地、静浜基地及び浜松基地）を使用するよう要請する。
- なお、必要に応じて、市町防災ヘリポート、富士川滑空場及び三保飛行場を使用するよう要請する。
- (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
- ア 热海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港及び御前崎港（以下、「防災拠点港湾」という。）から最寄りの陸上輸送ルートは、要領・表4-6のとおりとする。
- また、伊東港、松崎港、宇久須港、土肥港、浜名港、大井川港、網代漁港、稻取漁港、妻良漁港、田子漁港、戸田漁港、静浦漁港、用宗漁港、焼津漁港、地頭方漁港、福田漁港（以下、「防災港湾」という。）から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-7のとおりとする。
- イ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、船舶により輸送する場合は、防災拠点港湾を使用するよう要請する。
- なお、必要に応じて、防災港湾を使用するよう要請する。
- 3 県の活動概要
- 県は、緊急輸送活動が円滑に遂行できるよう、必要な交通規制及び広報等を実施するとともに、必要に応じて、緊急輸送ルートの応急復旧等を行ふ。
- (1) 道路を使用する場合
- ア 東海地震注意情報発表時
- (ア) 県（建設部）は、緊急輸送ルートを確保するため、他の道路管理者等との調整、県管理道路における工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
- (イ) 県警察本部は、警戒宣言発令時及び地震発生後の交通規制の準備を行う。
- (ウ) 県は、報道機関等の協力を得て、道路交通情報について広報を行う。
- (エ) 県及び県警察本部所有のヘリコプター（以下、「県有ヘリコプター」という。）へのヘリコプターテレシーバの搭載及び発進準備を行ふ。
- また、県は、救助・救急関係省庁に対して、緊急輸送ルートの通行可否を上空から確認できるよう、
- イ 警戒宣言発令時
- (ア) 県警察本部（指令部）は、上記ア（ウ）の広報を継続する。
- (イ) 県警察本部は、県内における一般車両の通行を極力抑制する。
- また、県内の流入は極力制限するどもに、強化地域外へ流出するための県外流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (ウ) 県公安委員会は、東名高速道路について別に定めた「緊急交通路指定手順」に基づき、又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下、「緊急交通路」という。）の指定を行い交通規制を実施し、各 ICにおいて緊急通行車両以外の流入を禁止する。
- (エ) 県警察本部は、交通規制に際しては警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。
- ウ 東海地震発生時
- (ア) 県災対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより緊急輸送ルートの被害状況を確認するとともに、救助・救急関係省庁から、緊急輸送ルートの被害情報の提供を受ける。
- (イ) 県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、緊急輸送ルートの通行可否を確認する。
- (ウ) 県方面本部（土木班）は、緊急輸送ルートを速やかに確保するため、県管理道路について、必要に応じて、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。
- (エ) 県災対本部（指令部）は、報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、復旧見込み等について広報を行ふ。
- (オ) 県公安委員会及び県警察本部は、以下のとおり交通規制を実施する。
- ア 「緊急交通路指定手順」に基づき、緊急輸送ルートのうち東名高速道路と国道1号を、必要に応じて、緊急交通路に指定する。
- イ 主要在県道は、県内への一般車両の流入を制限する。
- カ その他の道路は、状況に応じて、交通規制を実施する。
- (カ) 県災対本部は、県警察本部長を通じ、必要に応じて、県警備業協会に緊急交通路の確保のための警備業務を要請する。
- (キ) 県警察本部は、交通規制を実施した場合、上記イ（エ）の広報を行ふ。
- エ 突発的に東海地震が発生した場合等
- 上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。
- (2) 航空基地を使用する場合
- 航空基地を使用する場合の緊急輸送ルートに係る県の活動は、上記（1）に準じる。

(3) 港湾を使用する場合

ア 東海地震注意情報発表時
(ア) 県（建設部・産業部）は、東海地震発生後の港湾及び漁港機能の確保を図るために準備的措置を講ずる。
(イ) 県及び県警察本部は、港湾及び漁港の使用可否を上空から確認できるよう、県有ヘリコプターへのヘリコプター・テレビの搭載及び弔進準備を行う。
また、県は、救助・救助・救急関係専門に対して、港湾及び漁港の使用可否を上空から偵察し、画像、映像等を含めた港湾及び漁港の被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ 警戒宣言発令時

県方面本部（土木班・農林班）は、県内の港湾及び漁港の耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁の一般使用を禁止するとともに、水門、陸閘を閉鎖する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県災対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより港湾及び漁港の被害状況を確認するとともに、救助・救助・救急関係省庁から、港湾及び漁港の被害情報の提供を受ける。
(イ) 県災対本部（指令部・建設部・産業部）及び県方面本部（指令部・土木班・農林班）は、港湾及び漁港施設の被害状況を把握し、使用可否を確認する。
(ウ) 県方面本部（土木班・農林班）は、港湾及び漁港機能を速やかに確保するため、県管理港湾及び漁港について、必要に応じて、国等と連携し、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

〈広域受援計画活動要領〉

◎ 概要

1 本計画を実施するための指針となる国の具体的な活動については、広域受援計画活動要領（以下、「本要領」という。）に記載した。
2 現時点で國の方針が明確になっていない救助活動等に係る本県の受援活動については、本要領で定めている。

3 本要領は、本計画の前提となっている物資の需給見込、使用する要請・報告の諸様式、活動拠点、活動ルート等を定めている。
4 本要領は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行いうものとする。

I 救助活動、消火活動等に係る要領

- 1 要旨
・警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊の救助活動、消火活動等の概要及び海上保安庁の支援活動の概要を、本要領に記載する。
・本県及び市町が応援部隊を受け入れるために使用する要請・報告の諸様式については、本要領による。

2 警察庁の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

- (ア) 県警察本部は警戒宣言発令時にを行う交通規制の準備を行う。
(イ) 県警察本部は、警戒警備本部を設置し、必要な準備行動をとる。

イ 警戒宣言発令時

- (ア) 県警察本部は、警戒警備本部により、定められた交通の確保活動計画及び本計画に基づき交通の確保を行う。
(イ) 県警察本部は、県地防災計画に記載された交通の確保活動計画及び各管区警察署の指揮を受け前進拠点に向かう。なお、前進拠点は表1-1のどおりとする。

ウ 東海地震発生時

(ア) 応援部隊の進出拠点及び活動拠点

- 応援部隊は、進出拠点に集結した後、活動拠点に向かう。
なお、進出拠点は表1-1及び表1-2、活動拠点（候補）は表1-3のとおりとする。

(イ) 応援部隊の任務等

a 応援部隊の任務

- 応援部隊は、担当する被災区域に到着後、管轄の警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。
(a) 被害情報等の収集・伝達
(b) 救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の捜索
(c) 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
(d) 被災地内における治安維持活動及び必要な災害警備活動

b 応援部隊の活動拠点の調整等

- (a) 活動拠点の調整
各応援部隊の活動拠点は、国・県合同連絡調整会議等で調整する。
(b) 活動拠点への誘導
活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。

c 受援連絡体制の確立

- 応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘

導隊、受援隊を編成し、受援連絡体制を確立する。

- 工 突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
- (2) 緊急輸送ルート
応援部隊の進出経路は陸路とし、道路の被害状況により海路及び空路の使用を調整する。
緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。

(3) 航空部隊の受入

- ア ヘリポート
県警察本部所有のヘリコプターのヘリポートは、静岡県警察航空隊ヘリポート（航空自衛隊静浜基地内）とする。
ただし、ヘリコプターの活動、応援機の受入等において必要な場合には、県警察本部は、同ヘリポート以外にヘリポート等を臨時ヘリポートに指定することができます。
県対本部及び市町対本部は、県警察本部の要請により臨時ヘリポートを指定する場合、施設管理者と必要な調整を行う。

- イ 応援部隊府県警察との調整
県警察本部は、応援部隊府県警察と次の事項について、調整する。
- (ア) 航空要員、航空機の配置
(イ) 帯同装備品
(ウ) 移動経路、時期
(エ) 移動目的地
(オ) 指揮権移転、通信

- (イ) 応援部隊の任務等
a 応援部隊の任務
応援部隊は、担当する被災区域に到着後、管轄の警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。
(a) 被害情報等の収集・伝達
(b) 救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の捜索
(c) 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
(d) 被災地内における治安維持活動及び必要な災害警備活動

b 応援部隊の活動拠点の調整等

- (a) 活動拠点の調整
各応援部隊の活動拠点は、国・県合同連絡調整会議等で調整する。
(b) 活動拠点への誘導
活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。

c 受援連絡体制の確立

- 応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘

表1-1 前進拠点及び進出拠点
(警備電書の挙げられた場合)

警備拠点		前進拠点	進出拠点	汽笛部構
訓練の所在地			進出拠点	
北海道	警察大学校（東京都府中市）	山中城址駐車場（静岡県三島市）	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県
東北	警察入学校（東京都府中市）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
甲信・鉄	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
	東京湾防災基地（神奈川県川崎市）	東京湾防災基地（神奈川県川崎市）	東京湾防災基地（神奈川県川崎市）	神奈川県
	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
	小瀬又木公園（山梨県甲府市）	小瀬又木公園（山梨県甲府市）	小瀬又木公園（山梨県甲府市）	山梨県
	松木空港（長野県松本市）	松木空港（長野県松本市）	松木空港（長野県松本市）	長野県
関東	足柄SA（静岡県三島市）	足柄SA（静岡県三島市）	足柄SA（静岡県三島市）	静岡県
中部	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
近畿	浜名湖SA（静岡県浜松市）	浜名湖SA（静岡県浜松市）	浜名湖SA（静岡県浜松市）	静岡県
	湖西運動公園（愛知県名古屋市）	湖西運動公園（愛知県名古屋市）	湖西運動公園（愛知県名古屋市）	愛知県
	名城公園（愛知県名古屋市）	名城公園（愛知県名古屋市）	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県
	メッセワーニングみえ（三重県津市）	メッセワーニングみえ（三重県津市）	メッセワーニングみえ（三重県津市）	三重県
中国	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
四国	名城公園（愛知県名古屋市）	名城公園（愛知県名古屋市）	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県
九州	浜名湖SA（静岡県浜松市）	浜名湖SA（静岡県浜松市）	浜名湖SA（静岡県浜松市）	静岡県
	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
山形	山形県立警察学校（宮城県仙台市）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
新潟	愛媛県警察学校（愛媛県松山市）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
	中洲寮・愛媛県警察学校（愛媛県松山市）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
	愛媛県警察学校（愛媛県松山市）	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県
山形	愛媛県警察学校（愛媛県松山市）	メッセワーニングみえ（三重県津市）	メッセワーニングみえ（三重県津市）	三重県
四国	足柄SA（愛媛県松山市）	足柄SA（愛媛県松山市）	足柄SA（愛媛県松山市）	愛媛県
九州	十日町・三豊警察学校（佐賀県唐津市）	足柄SA（愛媛県松山市）	足柄SA（愛媛県松山市）	愛媛県
	十日町・三豊警察学校（佐賀県唐津市）	足柄SA（愛媛県松山市）	足柄SA（愛媛県松山市）	愛媛県

[参考]

進出拠点	規格
足柄SA（下り線側）及び山中城址駐車場	約8,500人
浜名湖SA（上の線側）及び湖西運動公園	約5,500人

表1-2 進出拠点
(東海地震が突然的に発生した場合)

警察庁		進出拠点	汽笛部構	派遣部隊
北海道	山中城址駐車場（静岡県三島市）	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県	静岡県
東北	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県	静岡県
東京都	東臨島防災基地（神奈川県川崎市）	東臨島防災基地（神奈川県川崎市）	神奈川県	神奈川県
甲信・鉄	足柄SA（静岡県小山町）	足柄SA（静岡県小山町）	静岡県	静岡県
関東	小瀬又木公園（山梨県甲府市）	小瀬又木公園（山梨県甲府市）	山梨県	山梨県
中部	足柄SA（静岡県三島市）	足柄SA（静岡県三島市）	静岡県	静岡県
近畿	湖西運動公園（静岡県湖西市）	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県	静岡県
中国	浜名湖SA（静岡県浜松市）	浜名湖SA（静岡県浜松市）	静岡県	静岡県
四国	名城公園（愛知県名古屋市）	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県	愛知県
九州	メッセワーニングみえ（三重県津市）	メッセワーニングみえ（三重県津市）	三重県	三重県

表1－3 活動拠点（候補）
警察庁

番号	拠点名称	所在地	管理者	所在地	管理者	用途
166	美羽体育センター	袋井市	市	市	市	警察、自衛隊
174	天善武道館	浜松市	市	市	市	主に警察
180	水窪総合体育館	浜松市	市	市	市	主に警察
182	浜松市農村環境改善センター	浜松市	市	市	市	主に警察
185	青少年の家	浜松市	市	市	市	主に警察
187	浜松市武道館	浜松市	市	市	市	主に警察
188	アイティエイ(浜松市)「創育青少年ホーミング」	浜松市	市	市	市	主に警察
191	西部運動免許センター	浜松市	市	市	市	主に警察
193	浜松市中瀬南部緑地会館	浜松市	市	市	市	主に警察
194	浜松市浜北総合体育館・東駐車場	浜松市	市	市	市	警察、消防
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市	市	市	市	警察、自衛隊
196	浜松市立雄踏中学校	浜松市	市	市	市	主に警察
198	緑汀総合運動公園体育館	浜松市	市	市	市	警察、自衛隊、消防
203	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市	市	市	市	主に警察
204	湖西市櫻塔センター	湖西市	市	市	市	主に警察
205	湖西アメニティプラザ	湖西市	市	市	市	主に警察
208	新居町立図書館	新居町	町	町	町	主に警察
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	町	町	警察、自衛隊
302	銀ひ湯会館	南伊豆町	町	町	町	警察、消防
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	町	町	警察、自衛隊
304	大輪莊	伊東市	市	市	市	主に警察
305	三島市民文化会館	三島市	市	市	市	主に警察
306	磐田市岩田公民館	磐田市	市	市	市	主に警察
307	菊川市役所北館	菊川市	市	市	市	主に警察

番号	拠点名称	所在地	管理者	所在地	管理者	用途
2	吉佐美幼稚園	下田市	市	市	市	主に警察
4	旧浜崎幼稚園	下田市	市	市	市	主に警察
6	白浜幼稚園	下田市	市	市	市	主に警察
10	アスト会館	東伊豆町	町	警察、消防		
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防		
28	東部運動免許センター	沼津市	県警			
39	新天城ドーム(ピックサシ)	伊豆市	市	主に警察		
40	中伊豆社会体育館	伊豆市	市	主に警察		
41	狩野小学校体育館	伊豆市	市	警察		
45	財團法人多喜寺体育館	伊豆市	市	主に警察		
49	長岡体育館	伊豆の国市	市	主に警察		
52	大仁体育館	伊豆の国市	市	主に警察		
60	長泉町勤労者体育センター	長泉町	町	主に警察		
61	小山町総合体育館	小山町	町	主に警察		
64	静岡県富士山麓山の村	富士宮市	県	主に警察		
67	富士宮市麓山の家	富士宮市	市	主に警察		
69	富士市少年自然の家	富士市	市	主に警察		
70	富士市丸山体育馆	富士市	市	主に警察		
94	富士市富士川地域福祉センター	富士市	市	主に警察		
77	静岡県警察本部機動隊	静岡市	県警	主に警察		
93	静岡市蒲原体育館	静岡市	市	主に警察		
103	鳥田中央体育館	鳥田市	市	主に警察		
107	静岡県警察学校	藤枝市	県警	主に警察		
108	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防		
110	藤枝勤労者体育馆	藤枝市	市	主に警察		
112	遼華池ホール	藤枝市	市	主に警察		
117	牧之原市誠賢公民館	牧之原市	市	主に警察		
121	仁田体育館	牧之原市	市	主に警察		
125	藤枝市庵部公民館	藤枝市	市	警察		
126	大井川兒童センター	焼津市	市	主に警察		
128	吉田町総合体育館	吉田町	町	主に警察		
129	吉田中央公民館	吉田町	町	主に警察		
131	金谷体育センター	島田市	市	主に警察		
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊		
142	福田兒童館	磐田市	市	主に警察		
143	竜洋海洋センター体育館	磐田市	市	主に警察		
156	総合体育馆さんりーな	掛川市	市	主に警察		
162	袋井市総合センター	袋井市	市	主に警察		

3 防衛省の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 防衛省は、軍用局に防衛省災害対策室を設置し、強化地域外の応援部隊の出動に向けた準備行動について、必要な指示及び調整を行う。

(イ) 塗上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総

隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化することもに、応援部隊の出動に向けた準備行動を行う。
(ウ) 塗上自衛隊東部方面総監部は、静岡県に前方指揮所を設置し、必要な準備行動をとる。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 防衛省は、大臣を長とする地震災害警戒本部を設置するとともに、強化地域外の部隊の前進拠点への事前派遣等について、必要な指示及び調整を行う。
(イ) 塗上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、それぞれの計画に基づき、応援部隊を前進拠点に事前派遣する等の措置をとる。

ウ 東海地震発生時

(ア) 前進拠点及び進出拠点
応援部隊は、国の応援計画により、前進拠点及び進出拠点から県内に進出する。
なお、前進拠点及び進出拠点は表1-4及び表1-5のどおりとする。
また、緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。

(イ) 活動拠点及び指揮所

a 活動拠点
陸上自衛隊の応援部隊は、静岡県境から交通誘導係の誘導等により、活動拠点に進出し、救助活動等を行う。
なお、活動拠点（候補）は表1-6のどおりとする。
b 指揮所
応援部隊は、指揮所を活動拠点内に開設するが、状況により、担任地域を管轄する県方面本部又は市町災害対策本部の近傍に開設する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

(2) 自衛隊の東海地震対処計画の概要

東海地震対処計画に基づき、陸上自衛隊東部方面総監を長とする陸・海・空の3隊からなる統合任務部隊が編成される。

ア 派遣規模

(ア) 塗上自衛隊

東海地震対処計画に基づき、陸災東海部隊が編成され、東部方面隊隸下の第1師団、第12旅団及び富士教導団を基幹に、中央即応集団、北部方面隊、東北方面隊及び西部方面隊から、増援部隊を集中し、救援活動を行う。

(イ) 海上自衛隊
東海地震対処計画に基づき、海災東海部隊が編成され、横須賀地方隊及び自衛艦隊の一部をもつて任務部隊を編成し、護衛艦等約15隻、輸送艦等3～5隻、その他の艦船等16隻、その他固定翼機15機、回転翼機34～35機を被災地域に派遣し、救援活動を行う。

(ウ) 航空自衛隊
東海地震対処計画に基づき、空災東海部隊が編成され、航空総隊、航空支援集団及び航空教育集団の救難機、輸送機、偵察機等約70機及び浜松、静浜、御前崎の各基地・分屯地所在の隊員及び全国の基地からの増援の隊員により、救援活動を行う。

イ 東海地震注意情報発表時

(ア) 陸上自衛隊
非常勤態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表①による県庁等への連絡班の派遣及び通信組織の編成等を実施する。

表① 連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
東部方面総監部	県庁
第1戦車大隊	賀茂危機管理局
富士教導団	東部危機管理局
第1師団	中部危機管理局
第12旅団	西部危機管理局

(イ) 海上自衛隊
非常勤態勢に移行し、情報収集並びに県及び防災関係機関との連絡体制を強化するとともに、県庁及び各地域危機管理局に連絡員を派遣する。
(ウ) 航空自衛隊
非常勤態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表②による県庁及び中部、西部の各方面本部への連絡班の派遣、偵察機の待機及び航空機の避難準備等を実施する。

部隊名	派遣先
航空総隊司令部	県庁
第1航空団司令部	県庁及び西部危機管理局
第11飛行教育団	県庁及び中部危機管理局

ウ 警戒宣言発令時

(ア) 陸上自衛隊
a 県庁に方面現地調整所を開設するとともに、地震防災派遣及び発災後の災害派遣のための準備を実施する。
b 「地震防災派遣命令」により、航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び

人員・物資の緊急輸送等の支援活動を実施する。

(イ) 海上自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき、艦艇、航空機等の災害派遣準備を行う。
- b 「地震防災派遣命令」により、伊豆半島地区及び伊豆諸島におけるハリコブタによる情報収集活動及び人員物資の緊急輸送、東海地方沿岸部への艦艇の派遣・洋上待機を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき航空機等の待機強化、地上部隊の災害派遣の準備を実施するとともに、浜松基地等の練習機の或外基地への避難、救難機の周辺基地への集中を実施する。
- b 「地震防災派遣命令」により、航空救難団及び偵察航空隊の一部をもつてハリコブターによる情報の収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析を実施する。
- c 県内空域に飛行する航空機に対し必要な情報を提供する等、航空機の安全運航確保等のための措置を表③により実施する。

表③ 基地等別の情報提供対象空域

基地等名	対象空域
入間航空基地（入間航空指令所）	県内全空域
浜松基地及び静浜基地	県西部及び中部空域

エ 東海地震発生時から3日までの段階

(ア) 陸上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、被災地剪各港湾に進出し、人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。

表④ 東海地震発生後当初の部隊の担任地域

部隊名	担任地域
第1戦車大隊	賀茂方面本部管内
富士教導団	東部方面本部管内
第1師団	中部方面本部管内
第12旅団	西部方面本部管内

- b 被害状況の判明に伴い、増援される部隊の一部を、被害が激甚な地域に派遣する。

(イ) 海上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、艦艇、航空機による情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、被災地剪各港湾に進出し、人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。
- b 掃海艇等による港湾調査を行い、港湾使用の可否を判定するとともに、陸・空自衛隊等の応援部隊及び伊豆地区等の避難者等の海上輸送を実施する。被害状況の判明に伴い、逐次部隊を増強し、艦艇による被災住民に対する避難、流出油防除、水路啓開等の支援を実施する。

表1-4 前進拠点及び進出拠点
(警戒宣言が発せられた場合)

表1-5 進出拠点
(東海地震力突発的に発生した場合)

自衛隊

部隊の所在地	規模(人)	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
青森県	1,000	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	青森県
岩手県	1,100	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	岩手県
宮城県	300	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(東京都練馬区)	宮城県
秋田県	1,300	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	秋田県
福島県	600	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	福島県
福島県	1,100	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(東京都練馬区)	福島県
栃木県	700	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	山梨県
群馬県	500	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	群馬県
群馬県	800	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	群馬県
埼玉県	600	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	埼玉県
千葉県	1,100	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	千葉県
東京都	1,800	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	東京都
新潟県	500	相馬原駐屯地(群馬県北群馬郡)	松本駐屯地(長野県松本市)	新潟県
新潟県	400	松本駐屯地(長野県松本市)	松本駐屯地(長野県松本市)	新潟県
石川県	700	—	小牧基地(愛知県小牧市)	石川県
滋賀県	200	—	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	滋賀県
京都府	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	京都府
京都府	800	—	小牧基地(愛知県小牧市)	京都府
大阪府	600	—	小牧基地(愛知県小牧市)	大阪府
兵庫県	1,500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	兵庫県
鳥取県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	鳥取県
島根県	100	—	小牧基地(愛知県小牧市)	島根県
岡山県	400	—	小牧基地(愛知県小牧市)	岡山県
広島県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	広島県
山口県	400	—	久居駐屯地(三重県津市)	山口県
福井県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	福井県
長崎県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	長崎県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	—	熊本県
鹿児島県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	—	鹿児島県
県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—	—
			合計	24,200

自衛隊

部隊の所在地	規模(人)	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	北海道
青森県	1,000	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	青森県
岩手県	1,100	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	岩手県
宮城県	300	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(東京都練馬区)	宮城県
秋田県	1,300	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	秋田県
福島県	600	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	福島県
福島県	1,100	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(東京都練馬区)	福島県
栃木県	700	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	栃木県
群馬県	500	韓国駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	群馬県
群馬県	800	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	群馬県
埼玉県	600	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	埼玉県
千葉県	1,100	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	千葉県
東京都	1,800	松本駐屯地(長野県松本市)	厚木基地(神奈川県厚木市)	東京都
新潟県	500	相馬原駐屯地(群馬県北群馬郡)	松本駐屯地(長野県松本市)	新潟県
新潟県	400	松本駐屯地(長野県松本市)	松本駐屯地(長野県松本市)	新潟県
石川県	700	—	小牧基地(愛知県小牧市)	石川県
滋賀県	200	—	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	滋賀県
京都府	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	京都府
京都府	800	—	小牧基地(愛知県小牧市)	京都府
大阪府	600	—	小牧基地(愛知県小牧市)	大阪府
兵庫県	1,500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	兵庫県
鳥取県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	鳥取県
島根県	100	—	小牧基地(愛知県小牧市)	島根県
岡山県	400	—	小牧基地(愛知県小牧市)	岡山県
広島県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	広島県
山口県	400	—	久居駐屯地(三重県津市)	山口県
福井県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	福井県
長崎県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	長崎県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	—	熊本県
鹿児島県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	—	鹿児島県
県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—	—
			合計	24,200

表1－6 活動拠点（候補）

自衛隊	拠点名称	所在地	管理番号	測点名称	所在地	管理番号	用途
	須磨漁民会館	下田市	須磨区	陸校総合運動公園多目的広場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
5	須磨漁民会館	東伊豆町	東伊豆町	大井川河川敷グラウンド	藤枝市	市	主に自衛隊
9	東伊豆町立体育センター	河津町	河津町	航空自衛隊前崎分屯基地	御前崎市	国土交通省	主に自衛隊
12	D&G海洋センター体育館	南伊豆町	南伊豆町	総合グラウンド	御前崎市	市	主に自衛隊
15	中央公民館	松崎町	松崎町	静岡C・C浜飼グラウンド	御前崎市	市	主に自衛隊
16	県立松崎高校	西伊豆町	西伊豆町	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市	市	主に自衛隊
17	健康遊進センター	西伊豆町	西伊豆町	榛原総合運動公園 <くりんはる	牧之原市	市	主に自衛隊
19	黄金崎駐車場	熱海市	熱海市	かがねのくじら公園	鴨川市	市	主に自衛隊
20	她的尺公園(少年自然の家)・駅車場	伊東市	伊東市	航空自衛隊静岡基地	鴨川市	市	主に自衛隊
23	県立伊東高校	沼津市	沼津市	大井川競馬場(右岸)	鴨川市	市	主に自衛隊
27	富士通(株)沼津工場	沼津市	沼津市	高郷河川敷多目的広場	川根本町	町	警察、自衛隊
29	戸田日＆G海洋センター	沼津市	沼津市	町立本川根中学校	川根本町	町	主に自衛隊
31	南三日町広場	三島市	三島市	かばと家公園	磐田市	市	主に自衛隊
35	市民会館	御殿場市	御殿場市	豊田公園野球場	磐田市	市	主に自衛隊
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市	裾野市	電洋海洋公園	磐田市	市	主に自衛隊
37	天城中学校	伊豆市	伊豆市	竜王合川第2水公園	磐田市	市	主に自衛隊
38	天城ふるさと広場	伊豆市	伊豆市	豊岡総合センター	磐田市	市	主に自衛隊
41	狩野川学校グラウンド	伊豆市	伊豆市	いこいの広場	掛川市	市	主に自衛隊
43	松原公園	伊豆市	伊豆市	大須賀体育馆	掛川市	市	主に自衛隊
44	土肥中学校	伊豆市	伊豆市	大東総合運動場多目的広場	掛川市	市	主に自衛隊
46	修善寺グラウンド	伊豆市	伊豆市	原野合川第2水公園	袋井市	市	主に自衛隊
47	中伊豆中学校	伊豆の国市	伊豆の国市	愛野公園西側工リア(日ソーン)	袋井市	市	主に自衛隊
48	長岡中学校	伊豆の国市	伊豆の国市	羨羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
50	華山運動公園	伊豆の国市	伊豆の国市	菊川市小笠体育馆	菊川市	市	主に自衛隊
51	六仁中学校	伊豆の国市	伊豆の国市	菊川運動公園	菊川市	市	主に自衛隊
53	大口小学校	伊豆の国市	伊豆の国市	中央体育馆	森町	教育委員会	主に自衛隊
57	和田川公園	清水町	清水町	船明ダム運動広場	浜松市	市	自衛隊、消防
58	旧県立長泉高校	長泉町	長泉町	浜松市春野田スポーツ広場	浜松市	市	主に自衛隊
63	小山町生涯学習センター	小山町	小山町	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
65	富士宮市民体育館	富士宮市	富士宮市	佐久間川れいん運動公園	浜松市	市	自衛隊、消防
71	富士市総合運動公園	富士市	富士市	水窪グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
74	足川町営総合運動場	足川町	足川町	安間川公園自由広場	浜松市	市	自衛隊、消防
75	城北浄化センター	静岡市	静岡市	航空自衛隊浜松基地	浜松市	市	自衛隊、消防
76	広野海岸公園	静岡市	静岡市	県立浜北西高校	浜松市	県	自衛隊、消防
80	駿府公園	静岡市	静岡市	浜松市立豐陵中学校	浜松市	市	自衛隊、消防
83	浅間スポーツ広場	静岡市	静岡市	雄踏総合公園	浜松市	市	自衛隊、消防
87	東海大学付属駿洋高校	静岡市	静岡市	練習用公團体館	浜松市	市	主に自衛隊
88	中島浄化センター	静岡市	静岡市	浜松市立引佐南部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
89	ボリュームセンター静岡	静岡市	静岡市	県立引佐高校	浜松市	市	主に自衛隊
90	しそおか公用金庫総合グラウンド	静岡市	静岡市	浜松市立北部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
92	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市	静岡市	三ヶ日運動場	浜松市	市	自衛隊、消防
95	富士川河川敷スポーツ広場	富士市	富士市	市民会館	浜松市	市	主に自衛隊
98	静岡市由比体育馆	静岡市	静岡市	文化公園西側町有地	新居町	町	主に自衛隊
99	大井川緑地公園	島田市	島田市	大井川緑地公園	島田市	市	自衛隊、消防
100	島労者野外活動施設	島田市	島田市	島田市中央公園	島田市	市	主に自衛隊
104	島田市中央公園	島田市	島田市	文化公園西側町有地	新居町	町	主に自衛隊
106	焼津市総合グラウンド	焼津市	焼津市	新居町	町	主に自衛隊	

様式1-1

番号	拠点名称	所在地	管理番号	用途
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	自衛隊、警察
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	自衛隊、警察
401	敷根公園健康広場	下田市	市	自衛隊
402	吉佐美運動公園	下田市	市	主に自衛隊
403	須崎グリーンエア芝生広場	下田市	市	主に自衛隊
404	町営総合グランド野球場	東伊豆町	町	主に自衛隊
405	クロスカントリーコース	東伊豆町	町	主に自衛隊
406	採石場跡地	東伊豆町	町	主に自衛隊
407	浜区豊浦保育先幼稚園	河津町	町	主に自衛隊
408	青野川ふるさと公園	南伊豆町	町	主に自衛隊
409	松崎町総合ワールド	松崎町	町	主に自衛隊
410	黄金崎クリスマルハーバーク	西伊豆町	町	主に自衛隊
411	総合運動公園予定地	函南町	町	主に自衛隊
412	清水日本平総合運動公園駐車場	静岡市	市	主に自衛隊
413	旧金谷中学校跡地	鳥田市	市	主に自衛隊
414	旧清掃センターグラント	鳥田市	市	主に自衛隊
415	大井川湾流緑地	吉田町	町	主に自衛隊
416	大井川河川敷広場	鳥田市	市	主に自衛隊
417	豊田ラブリバー公園	豊田市	市	主に自衛隊
418	小笠山総合運動公園	袋井市・掛川市	県	主に自衛隊
419	花川運動公園	浜松市	市	主に自衛隊
420	天竜川緑地公園（南）	浜松市	市	主に自衛隊
421	天竜川緑地公園（北）	浜松市	市	主に自衛隊
422	森町太田川親水公園	森町	町	主に自衛隊

静災 第 年 月 号

静岡県災害対策本部長
様陸上自衛隊東部方面総監 様
静岡県 知事
静岡 岡 県 知事

記

下記の事由により、自衛隊法第8条第1項の規定に基づき災害派遣を要請します。

1 災害の情況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の情況
ア 地震等の概況・発生日時 年 月 日 時 分
・県内最大震度 震度7 市町名：
・県内各地の震度 震度7 市町名：
16強 市町名：
16弱 市町名：

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 (1) 希望する区域（市町名）
 (2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式1-2

4 消防庁の応援活動

第 年 月 日

(1) 応援活動の概要

○○市町災害対策本部長

（　）

静岡県知事 様

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の情況及び派遣を要請する理由
 (1) 災害の情況
 ア 地震等の概況
 ・発生日時
 ・市町内最大震度
 震度 年 月 日 時 分
 地域名：

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容
 (1) 希望する区域（市町名）
 (2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

ア 東海地震注意情報発表時
 (ア) 消防庁は、次の先遣隊を静岡県に派遣する。
 ・消防庁職員
 ・指揮支援部隊（東京消防庁等）

なお、指揮支援部隊が使用するヘリコプターの臨時ヘリポートは表1-7のとおりとする。

(イ) 消防庁は、表①の第一次出動準備の16府県隊に対して、出動準備を要請する。

表① 都道府県隊の出動準備

区 分	都道府県隊
第一次出動準備 (16府県)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、[東京都]
第二次出動準備 (11県)	岩手県、宮城县、山形県、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(ウ) 要請を受けた各都府県は、緊急消防援助隊（以下、「緊援隊」という。）として出動可能な隊数を把握し、消防庁長官に報告する。
 (エ) 消防庁は、航空部隊については、各プロックごとに残留機体を指定し、他の機体については、出動準備を要請する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 消防庁は、上記ア(イ)に加えて、第二次出動準備の11県隊には陸路での出動準備を、他の道県隊についても陸路又は海路等での出動準備を要請する。

(イ) 航空部隊については、上記ア(エ)と同じ。

(ウ) 消防庁は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城县、山形県、福島県、石川県及び福井県の一部の部隊に対し、状況に応じて、表②の前進拠点に進出することを指示する。

表② 前進拠点

番号	前 進 拠 点	所 在 地
1	消防大学校	東京都調布市深大寺東町4-35-3
2	自治大学校	東京都立川市緑町 3591
3	救急振興財团救急救命研修所	東京都八王子市南大沢4-5
4	市町村職員中央研修所	千葉県千葉市美浜区浜田1-1
5	全国市町村国際文化研修所	滋賀県大津市唐崎2-13-1
6	滋賀県消防学校	滋賀県東近江市神郷町 314

(工) 県警戒本部は、交通誘導班として表③の進出拠点に職員を派遣し緊援隊の進出に備える。

表③ 進出拠点

番号	進出拠点	所在地
1	足柄SA（下り線側）	静岡県駿東郡小山町桑木字南原 599
2	浜名湖SA（上り線側）	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久米字崎山47-1

(才) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、浜松市消防局は、交通誘導班として表③の最寄りの進出拠点に職員を派遣し、緊援隊の進出に備える。

ウ 東海地震発生時

(ア) 消防庁は、被害情報収集のため、東京消防庁及び大阪市消防局にヘリコプターの出動を指示する。

(イ) 消防庁は、必要に応じて、消防庁職員を静岡県へ派遣する。

(ワ) 消防庁は、東京消防庁に指揮支援部隊の出動を指示する。

(工) 消防庁は、被害情報、被災地内の消防力及び応援可能隊数を勘案して、静岡県への投入応援都道府県隊を決定し、表③の進出拠点に出動することを指示する。

工 突然的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

(2) 県消防応援活動調整本部（以下、「県調整本部」という。）及び県方面本部消防応援活動調整本部（以下、「方面調整本部」という。）の設置
緊援隊が出動したときは、知事は県調整本部及び方面調整本部を設置する。

ア 県調整本部の設置

(ア) 県調整本部は、県災対本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 知事は、県調整本部を設置したときは、消防庁及び県内の代表消防機関並びに緊援隊の応援を受ける市町の長に連絡するとともに、代表消防機関の長は、速やかに県調整本部に職員を派遣する。
その他の本部員は原則として次のとおりとする。

a 静岡県危機管理局消防室長

b 代表消防機関の派遣職員

c 静岡県消防防災航空部隊職員（航空部隊の応援を受ける場合に限る。）

(工) 県調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を県調整本部の会議に出席させるものとし、その要請を行った場合は、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。

(才) 県調整本部は、消防庁及び緊援隊派遣都道府県内に設置する物資補給等の後方支援の本部並びに方面調整本部と連携し、次の事項を行う。

a 応援部隊の部隊配備及び部隊移動に関すること

b 緊援隊の活動の調整に関すること

c 各種情報の集約・整理に関すること

- d 関係機関との連絡調整に関すること
- e その他必要な事項に関すること

イ 方面調整本部の設置

表④ 進出拠点

(ア) 方面調整本部は、東部方面本部、中部方面本部及び西部方面本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 貨物方面本部管内に関する調整等は、東部方面調整本部が管理する。

(ウ) 貨物方面本部長は、方面調整本部を設置したときは、県調整本部及び市長は、速やかに並びに応援を受ける市町に連絡し、地区代表消防本部の長及び市長は、速やかに方面調整本部に職員を派遣する。

(工) 方面調整本部の構成員は、原則として次のとおりとする。

a 方面本部指令班長（方面調整本部長）

b 指揮支援隊長（方面調整副本部長）

c 緊援隊の応援を受ける市町の派遣職員

d 地区代表消防本部の派遣職員（方面調整本部に、地区代表消防本部が代行する。）

(オ) 方面調整本部等と連携し、次の事項を行う。

- a 市町長又はその委任を受けた消防長（以下、「指揮者」という。）と連携した緊援隊の配備に関すること
- b 緊援隊の活動の調整に関すること
- c 各種情報の集約・整理に関すること
- d 関係機関との連絡調整に関すること
- e その他必要な事項に関すること

(3) 集結場所及び部隊配備、部隊移動

ア 集結場所の指定等

(ア) 県調整本部長は、緊援隊の集結場所について、消防庁長官に連絡するものとする。
県調整本部長は、緊援隊が出動する時点で、集結する場所が決定していない場合は、進出拠点に派遣した交通誘導係を通じて集結場所を指示する。

(イ) 集結場所は、活動拠点のうち各消防本部管内で緊援隊の集結に適した拠点（以下、「一次集結場所」という。）及び活動拠点のうち各消防本部管内で緊援隊の集結に適した拠点（以下、「二次集結場所」という。）とする。

緊援隊は、進出拠点に到着した時点で、配備先が決定していない場合は、一次集結場所を利用する。配備先が決定している場合は、二次集結場所を利用する。

なお、一次集結場所は表1-8、二次集結場所は表1-9のとおりとする。
また、一次集結場所（陸上自衛隊駆逐艦中隊を除く。）及び二次集結場所は、集結場所として利用した後は緊援隊の活動拠点（候補）として利用する。

(ウ) 指揮者は、集結場所の指定があったときは、速やかに集結場所に連絡員を派遣する。

(工) 部隊到着の報告

- a 集結場所に派遣された連絡員は、都道府県隊が到着したときは、所属する消防本部を通じ、方面調整本部に報告する。
- b 方面調整本部は、前項の報告を受けたときは、速やかに県調整本部に連絡する。
- イ 部隊配備等
- (ア) 部隊配備
- 消防厅長官は、県調整本部及び方面調整本部と調整の上、原則として都道府県隊を単位として部隊配備を行う。
- a 県調整本部での部隊配備の調整
- 県調整本部長は、緊援隊の配備先が複数の消防本部にわたる等広域な配備になる場合は、被災地における情報を把握の上、消防厅長官と県方面本部又は市町への部隊配備を調整する。
- ただし、被害状況が明確でない場合は、第3次地震被害想定に基づき、調整する。
- b 方面調整本部での部隊配備の調整
- 方面調整本部長は、被災地における情報を把握の上、県調整本部を通じて消防厅長官と緊援隊の市町への部隊配備を、調整する。
- c 二次集結場所又は活動場所（以下、「前進場所」という。）での部隊配備指揮者は、緊援隊の配置状況等を考慮し、前進場所での部隊配備を決定する。
- (イ) 部隊配備決定の連絡
- a 県調整本部長は、消防厅長官が方面調整本部又は市町への部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に連絡する。
- b 方面調整本部長は、消防厅長官が市町への部隊配備を決定したときは、速やかに指揮者に部隊配備の内容及び都道府県隊との連絡方法を連絡する。
- c 指揮者は、前進場所での部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に報告する。
- (ウ) 都道府県隊の前進
- 方面調整本部長は、指揮者から前進場所の報告があつたときは、該当する都道府県隊に次の事項を伝え、前進を求める。
- a 該当する都道府県隊長が所属する消防本部
- b 前進場所
- c 指揮者との連絡方法

- ワ 部隊移動
- (ア) 部隊移動の基本
- 部隊移動は、緊援隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に擧げる場合について行う。
- a 地理的要因により新たな投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- b 市街地が壊滅した複数市町が被災するなど市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

- c 緊援隊が不足し、新たなる部隊投入が不可能な場合
- (イ) 消防厅長官の指示による部隊移動
- a 消防厅長官は、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、あらかじめ、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、知事及び知事を経由して緊援隊行動市町長に、部隊移動に関する意見を聽くものとする。
- b 意見を求められた緊援隊行動市町長は、知事を経由して、消防厅長官に部隊移動に関する意見を回答するものとし、知事は、緊援隊行動市町長の意見を付して、消防厅長官に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 消防厅長官は、緊援隊行動市町長及び知事の意見を踏まえ、緊援隊の属する都道府県知事に対して、部隊移動の指示を行う。
- d 消防厅長官は、部隊移動の指示を行った場合は、その内容を県調整本部に情報提供し、県調整本部は、方面調整本部を経由して、その旨を緊援隊行動市町長に連絡する。
- (ウ) 知事の指示による部隊移動
- a 知事は、消防組織法第44条の3の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、県調整本部に部隊移動に関する意見を聽くものとする。
- b 意見を求められた県調整本部は、方面調整本部と調整の上、緊援隊行動市町の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、知事に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 知事は、県調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行う。
- d 部隊移動の指示は、県調整本部から、方面調整本部及び緊援隊行動市町を経由して、都道府県隊長に伝達する。
- e 知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を消防厅長官に通知する。
- f 知事から部隊移動の指示の通知を受けた消防厅長官は、部隊移動の指示を受けた緊援隊が属する都道府県知事に対して、速やかにその旨を通知する。
- g 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。
- (4) 緊援隊への情報提供
- ア 指揮支援隊への連絡・指示
- 地区代表消防本部の長又は指揮者は、指揮支援隊に対して、次の事項を連絡又は指示する。
- (ア) 活動地域における救助活動、消火活動等の役割分担
- (イ) 現在の被害状況
- (ワ) 關係機関の対応状況
- (エ) その他必要な事項

イ 都道府県隊への連絡・指示

指揮者は、都道府県隊が前進場所に到着したときは、当該都道府県隊長から速やかに都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容の報告を受けるとともに、次の事項を

連絡又は指示する。	工 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置
(ア) 被害の状況	(ア) 指揮支援本部は、緊援隊の部隊配備が決定した場合は、方面調整本部又は被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下、「指揮支援本部」という。）を設置し、指揮支援本部長の任にあたる。
(イ) 活動中の消防艇の活動艇艇長	(イ) 指揮支援本部は次の業務を行うものとする。 a 配備された都道府県隊の活動管理 b 関係機関との連絡調整 c その他必要な事項
(ウ) 活動方針及び見通し	(ウ) 指揮支援本部は、「〇〇方面調整本部緊急消防援助隊指揮支援本部」（方面本部名を使用する場合）又は「〇〇市町担当緊急消防援助隊指揮支援本部」（受援市町名を使用する場合）と呼称する。
(エ) 活動地域及び任務	(6) 通信運用
(オ) 使用無線系統	緊援隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。
(カ) 地水利の状況	
(キ) 指揮連絡担当者名	
(ク) 災害地に至る道路の状況	
(ケ) その他必要な事項	
ウ 緊援隊用便図等の整備	(ア) 消火栓以外の消防水利、燃料等補給場所、避難地
各消防本部は、必要に応じて、活動区域に関する地図等を、緊援隊に配布する。	(イ) 緊援隊の活動区域
地図等に盛り込むべき主要な内容は、次のとおり。	(ウ) 災害拠点病院、救護病院等の位置
(ア) 消火栓以外の消防水利、燃料等補給場所、避難地	(エ) ヘリコプターの臨時ヘリポートの位置
(イ) 緊援隊の活動区域	(オ) その他緊援隊が求める事項
(ウ) 災害拠点病院、救護病院等の位置	
(エ) ヘリコプターの臨時ヘリポートの位置	
(オ) その他緊援隊が求める事項	
(5) 指揮体制等	
ア 指揮本部の設置	(ア) 指揮本部、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊相互間の通信は、全国共通波1（150.73MHz）を使用する。
(イ) 指揮本部の構成員は、各消防本部が定める。	(イ) 指揮系統を複数に分離する場合には、指揮支援部隊長は、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、全国共通波2（148.75MHz）又は全国共通波3（154.15MHz）のいずれかから、チャネルを指定する。
(ウ) 指揮本部長は、被害情報の整理分析を行うとともに、部隊の配備を受けた緊援隊を指揮管理する。	(ア) 県内共通波の使用 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。
イ 指揮支援部隊長	(ア) 航空部隊の集結場所 航空部隊の集結場所は、次のとおりとする。 ただし、被害の状況により、これにより難い場合は、代表消防機関の派遣隊員が指令して変更することができる。
指揮支援部隊長を補佐し、緊援隊の活動を調整する。	(ア) 航空自衛隊松基地内 ・航空自衛隊静浜基地内
ウ 指揮支援部隊長	
指揮支援部隊長は、原則として表ののように指揮支援隊長を配置する。	
ただし、被害の状況により、これにより難い場合は、代表消防機関の派遣隊員が指令して変更することができる。	
表4 指揮支援隊長の配置	
	方面本部 指揮支援隊長
東那方面本部	大阪市消防局の派遣隊員
中部方面本部	東京消防庁の派遣隊員
西部方面本部	神戸市消防局の派遣隊員

表1-7 指揮支援部隊及び指揮支援隊が使用するヘリポート

- ・静岡空港内
- イ 航空部隊の配備
 - (ア) 航空部隊の活動
 - a 情報収集活動
 - b 地上部隊と連携した消火活動
 - c 災害現場における人命救助及び傷病者の搬送
 - d 救助資機材等の搬送
 - e 上空からの避難誘導及び広報活動
 - f 災害拠点病院及び救護病院からの重症者の広域搬送拠点への搬送
 - g その他県消防防災航空隊長が必要と認める活動
 - (イ) 航空部隊に係る運用方法
 - 運用方法の詳細は、「県ヘリコプター受援マニュアル」による。
- ウ ヘリコプターの臨時ヘリポートの指定等
 - (ア) 臨時ヘリポートは、避難地以外の安全にヘリコプターが離着陸できる場所とし、表1-10のとおりとする。
 - ただし、消防職員等が一時的に安全を確保するための規制が行える場合は、この限りではない。
 - 各消防本部は、指定場所の変更があった場合は、速やかに県災対本部（航空運用班）へ報告する。
 - (イ) 臨時ヘリポートには、全国共通波の通信機器を持った、航空部隊に指示できる消防員を配置するとともに、可能であれば照明設備等を設置する。

(8) 緊援隊の応援要請及び部隊移動

- ア 緊援隊の応援要請に係る様式は、様式1-3及び様式1-4のとおりとする。
- イ 部隊移動に係る様式は、様式1-5から様式1-10のとおりとする。

1 指揮支援部隊		2 指揮支援隊	
	指揮支援部隊		指揮支援隊
	東京消防庁等	東部地区	沼津市消防本部
	静岡市葵区駿府公園 (静岡市葵区駿府公園1-1)	中部地区	藤枝市消防本部
		西部地区	浜松市消防局
			神戸市消防局
			臨時ヘリポート
			沼津市民運動場 (沼津市大岡字末広1298-1)
			藤枝市民グラウンド(サッカーフィールド) (藤枝市駿河台1-6-1)
			今之浦市有地 (磐田市今之浦二丁目12)

表1-8 一次集結場所（活動拠点（候補））

表1-9 二次集結場所（活動拠点（候補））

1 東部地区						
番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICから の距離 (km)	最寄りのIC からの距離 (km)	最寄りのIC からの路線名
1	通の駅磐田田みどりハイスクール	下田市外ヶ原1-1	東名浜津IC	3	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)
3	木崎公園駐車場	下田市須崎1-237-1	東名浜津IC	3	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)
26	県立沼津城北高校	沼津市町一色 875	東名浜津IC	3	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)	1号(1次)→(主)沼津線(1次) →(主)駿東線(1次)
2 中部地区						
番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICから の距離 (km)	最寄りのIC からの距離 (km)	最寄りのIC からの路線名
81	静岡市駿馬橋	静岡市駿河区川越 2-9ほか	東名静岡IC	10	(主)島田南安倍線(1次) →市道	(主)島田南安倍線(1次) →市道
501	与一安倍川河川敷	静岡市葵区与一6 丁目北先(左岸)	東名静岡IC	10	(主)中島安井線(1次) →(主)川湖芦葦線(1次)	(主)中島安井線(1次) →(主)川湖芦葦線(1次)
85	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津 1-577-1	東名清水IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号 (1次)	(国)1号(1次)→(国)52号 (1次)
3 西部地区						
番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのIC からの距離 (km)	最寄りのIC からの距離 (km)	最寄りのIC からの路線名
506	浜松オートレース場(中駐車場)	浜松市中区和合町 936-19	東名浜松西IC	4	(主)浜名湖東線(1次) →県道湖東台線	(主)浜名湖東線(1次) →県道湖東台線
189	可美公園総合センター タ-野球場	浜松市南区増葉町 920-2	東名浜松IC	13	(主)浜名湖東線(1次) →(国)152号(2次) →(国)257号(2次)→市道	(主)浜名湖東線(1次) →(国)152号(2次) →(国)257号(2次)→市道

注) 路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
年	月
日	

消防庁長官様

静岡県知事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおりの応援要請を行います。

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおりの応援要請を行います。	
災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種別・状況	
人的・物的被害の状況	
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分
必要応援部隊	消 火 部 隊 救 助 部 隊 救 急 部 隊 航 空 部 隊 部 隊 特 殊 装 備 部 隊
(応援の必要ある部隊名に〇をし、希望する部隊数を記入する)	N災害対応隊 B災害対応隊 C災害対応隊 大規模危機警戒災害対応隊 密閉空間災害対応隊 遠距離大量送水隊 その他消防隊
応援部隊の集結場所及び到達ルート	未定(添付書類部)・未決定
指揮体制及び無線運用体制	未定(添付書類部)・未決定
その他の情報(必要資機材、装備等)	
その他の添付書類	
連絡責任者	区 分 担 当 課 段 氏 名 電話・FAX番号 静岡県 ○○市町 TEL - FAX -

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
年	月
日	

○○市町長

静岡県知事様

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種別・状況	
人的・物的被害の状況	
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分
必要応援部隊	消 火 部 隊 救 助 部 隊 救 急 部 隊 航 空 部 隊 部 隊 特 殊 装 備 部 隊
(応援の必要ある部隊名に〇をし、希望する部隊数を記入する)	N災害対応隊 B災害対応隊 C災害対応隊 大規模危機警戒災害対応隊 密閉空間災害対応隊 遠距離大量送水隊 その他消防隊
その他の情報(必要資機材、装備等)	
連絡責任者	区 分 担 当 課 段 氏 名 電話・FAX番号 ○○市町 TEL - FAX -

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

静岡県知事 様
市町村長

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（照会）

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めるます。

① 現在の出動先及び部隊の規模等

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村③ 部隊移動を求める部隊・消防本部（
都道府県隊・消防本部）

部隊の種類と数	部隊種別	隊数	部隊種別	隊数
	特殊		電動工具等刈払機隊	
	災害		大規模危険物火災対応部隊	
	部隊		空港空間火災等対応部隊	
			水難救助隊	
			遠距離大量送水隊	
			消防活動二輪隊	
			震災対応特殊車両隊	
			その他の特殊装備隊	

④ 任務及び特記事項

問合せ先 :	消防行動急対策室	広域応援班
消防災防無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防災防無線FAX	(アクセスNo.) +7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿
(消防応援活動調整本部経由)
○○市町村長 ○○○○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求める件について、次のとおり回答します。

了承します。その他

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求める件について、次のとおり回答します。

了承します。その他

--	--

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行轅市町村長
(消防応援活動調整本部総括)

消防長官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先	都・道・府・県 市・区・町・村
② 部隊移動先	都・道・府・県 市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊
(1) 都道府県・消防本部 ()

部隊の種類・数	部隊種別	隊数	部隊種別	隊数
	指揮・支援隊		特殊	毒劇物等特別部隊
	都道府県消防隊		災害	大規模危機処理対応部隊
	消火部隊		空調・火災等救助隊	
	救助部隊		水難救助隊	
	急救部隊		遠距離大量送水隊	
	後方支援隊		消防活動用輸送隊	
	航空部隊(ヘリ)		常設・非常時特殊車両隊	
	水上部隊		その他の特殊な装備部隊	

3 任務及び特記事項

問合せ先 :	消防行応急対策室 広域応援班
消防行応急無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862
消防行応急無線FAX	(アクセスNo.) +7789
FAX	03-5253-7527
	03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県長 様
指揮支援隊長

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部（
）

② 部隊の種類と数

部隊種別	部隊種別	隊数
指揮支援隊	指揮物等救援隊	
都道府県消防部隊	大規模災害対応救助隊	
消防部隊	空港空間火災対応救助隊	
救助部隊	水難救助隊	
救助部隊	救助部隊	
後方支援隊	遠距離大量送水隊	
航空部隊(ヘリ)	消防活動二輪隊	
水上部隊	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県長 様
指揮支援隊長

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部（
）

② 部隊の種類と数

部隊種別	部隊種別	隊数
指揮支援隊	指揮物等救援隊	
都道府県消防部隊	大規模災害対応救助隊	
消防部隊	空港空間火災対応救助隊	
救助部隊	水難救助隊	
救助部隊	救助部隊	
後方支援隊	遠距離大量送水隊	
航空部隊(ヘリ)	消防活動二輪隊	
水上部隊	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

④ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

5 海上保安庁の支援活動

- (1) 海上保安庁の支援
海上保安庁は、県及び市町の災害応急対策が円滑に実施されるよう、県からの要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、次の災害応急対策等について支援を実施する。
ア 傷患者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
ウ その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

- (2) 支援活動における拠点等
海上保安庁への支援要請を行った場合における、巡視船艇・航空機が活動するための拠点等について、県と第三管区海上保安本部の間で別途協議する。
- (3) 海上保安庁への支援要請
海上保安庁への支援要請に係る要請書の様式は、様式1-11及び様式1-12のとおりとする。

様式1-11

静災 第 号
年 月 日

第三管区海上保安本部長 様
静岡県災害対策本部長
静 国 県 知 事

支援要請について

下記の事由により支援を要請します。
記

1 災害の状況及び支援活動を要請する理由

- (1) 災害の状況
ア 地震等の状況
・発生日時 年 月 日 時 分
・県内最大震度 震度7 市町名：
・県内各地の震度 震度7 市町名：
　　//6強 市町名：
イ 被害状況

(2) 支援活動を要請する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

- (1) 必要とする区域（市町名）
(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式1-12

年 月 日
第

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長
()

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。
記

1 災害の状況及び支援活動を依頼する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・発生日時 年 月 日
・市町内最大震度 震度 地域名：

イ 被害状況

(2) 支援活動を依頼する理由

2 支援活動を必要とする期間

- 3 支援活動を必要とする区域、活動内容
(1) 必要とする区域(市町名)
(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

備考(その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。)

様式1-13 自衛隊等支援受入状況

【処理欄】ASSIST-II入力：
報告日時：平成 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：

「県本部指令班」→(情報 G) →(勤務 G)

署 署

警 察

県方面本部指令班

監 察

防災ヘリポート等利用可能状況

防災ヘリポート名	所在地 (○° ○' ○")	経度 (○° ○' ○")	利用可否	避難民等 の支障	規模 (大中小型)	備考
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	済・未	

2 駐着陸場地確保状況(緊急ヘリポート)

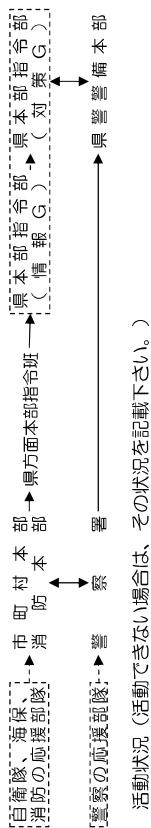
離着陸場地名	所在地 (○° ○' ○")	経度 (○° ○' ○")	利用可否	安全確保 要員配置	面積 m×m	規模 (大中小型)	備考
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	済・未			

3 活動拠点(集合地)

活動拠点名 (集合地名)	所在地 (○° ○' ○")	経度 (○° ○' ○")	利用可否	避難民等 の支障	電気 利用	水道 利用	備考
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	○ ○ / " / "	○ ○ / " / "	可・否	有・無	可・否	可・否	

様式1-14 組織別活動状況（共通）

【処理欄】ASSST-II入力：
報告日時：平成 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：



II 医療活動に係る要領

- 1 要旨
- ・医療活動に従事する医療チーム及び救護班の生活維持については、本要領による。
 - ・東海地震発生時ににおける被災者の健康管理については、県内の保健師のみによる対応が困難で、国を通じた非被災都道府県からの応援が必要と予想されるため、発災初期におけるその要請及び受入について、本要領において定める。
 - ・広域医療搬送活動を実施するための情報ルート、災害拠点病院等の配置及び要請・報告に係る諸様式については、本要領による。

2 医療チーム及び救護班の生活維持

2 市町別の活動状況 ※活動組織別に記入

活動市町	活動人数	※活動組織別に記入 数出勤者数	活動組織名、活動概況	備考

(1) 医療チーム

- ア 食料及び飲料水
- (ア) 県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）について、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
- また、県（危機管理局・厚生部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）以外の医療チームに対して、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
- (イ) 県方面本部（指令班・健康福祉班）は、必要に応じて、医療チームに対して、食料及び飲料水を提供する。

イ 宿泊

- (ア) 県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）について、寝袋を携行するよう要請する。
- また、県（危機管理局・厚生部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）以外の医療チームに対して、寝袋を携行するよう要請する。
- (イ) 県方面本部（指令班・健康福祉班）は、医療チームに対して、宿泊場所を提供する。

(2) 救護班

- ア 食料及び飲料水
- (ア) 県災対本部（厚生部）は、救護班に対して、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
- (イ) 救護班を受け入れる災害拠点病院・救護病院等の所在する市町災対本部は、必要に応じて、救護班に対して、食料及び飲料水を提供する。

- イ 宿泊
- (ア) 県災対本部（厚生部）は、救護班に対して、寝袋を携行するよう要請する。
- (イ) 救護班を受け入れる災害拠点病院・救護病院等の所在する市町災対本部は、救護班に対して、宿泊場所を提供する。

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

また、必要に応じて、寝袋や毛布等を提供する。

3 非被災都道府県からの保健師の受入

(1) 保健師受入活動の概要
県災対本部等は、東海地震発生時、保健師をできるだけ早期に受け入れるために、陸路による移動が困難である発災初期においては、以下の手順により、保健師受入活動を実施する。

ア 県災対本部（指揮部）は、国の現地本部に対して、必要数及び派遣先を明らかにして、非被災都道府県からの保健師の派遣調整を要請する。

イ 保健師の派遣が可能な非被災都道府県及び市町は、国の調整に基いて、被災地外の患者搬送先拠点に、保健師を参集させる。

ウ 県災対本部（指揮部）は、国の現地本部に対して、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう要請し、被災地外の患者搬送先拠点から県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、参集した保健師を搬送する。

エ 県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・避難所等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、保健師を搬送する。

(2) 県及び市町の活動概要

ア 保健師の派遣

(ア) 県災対本部（厚生部）は、被災状況に応じて、県方面本部に保健師を派遣する。
(イ) 県方面本部（健康福祉班）は、市町災対本部からの要請により、保健師を派遣する。

イ 広域搬送拠点から避難所等までの保健師の搬送

(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送

県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプター等により、保健師を搬送する。

(イ) 避難所等までの搬送

市町災対本部は、広域搬送拠点又は災害拠点病院用ヘリポートから避難所等まで、車両等により、保健師を搬送する。
なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等
広域医療搬送活動に係る情報ルート等は、次のとおりとする。

項目	図2-1
広域医療搬送活動の県内情報ルート	図2-1
県内の災害拠点病院等の配置	図2-2
災害拠点病院	表2-1
救護病院	表2-2
SCU運営に必要な要員数	表2-3
SCU設置場所の所在地及び電話番号	表2-4
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（災害拠点病院）	様式2-1
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（救護病院）	様式2-2
全国知事会への応援要請書	様式2-3

図2-1 広域医療搬送活動の県内情報ルート

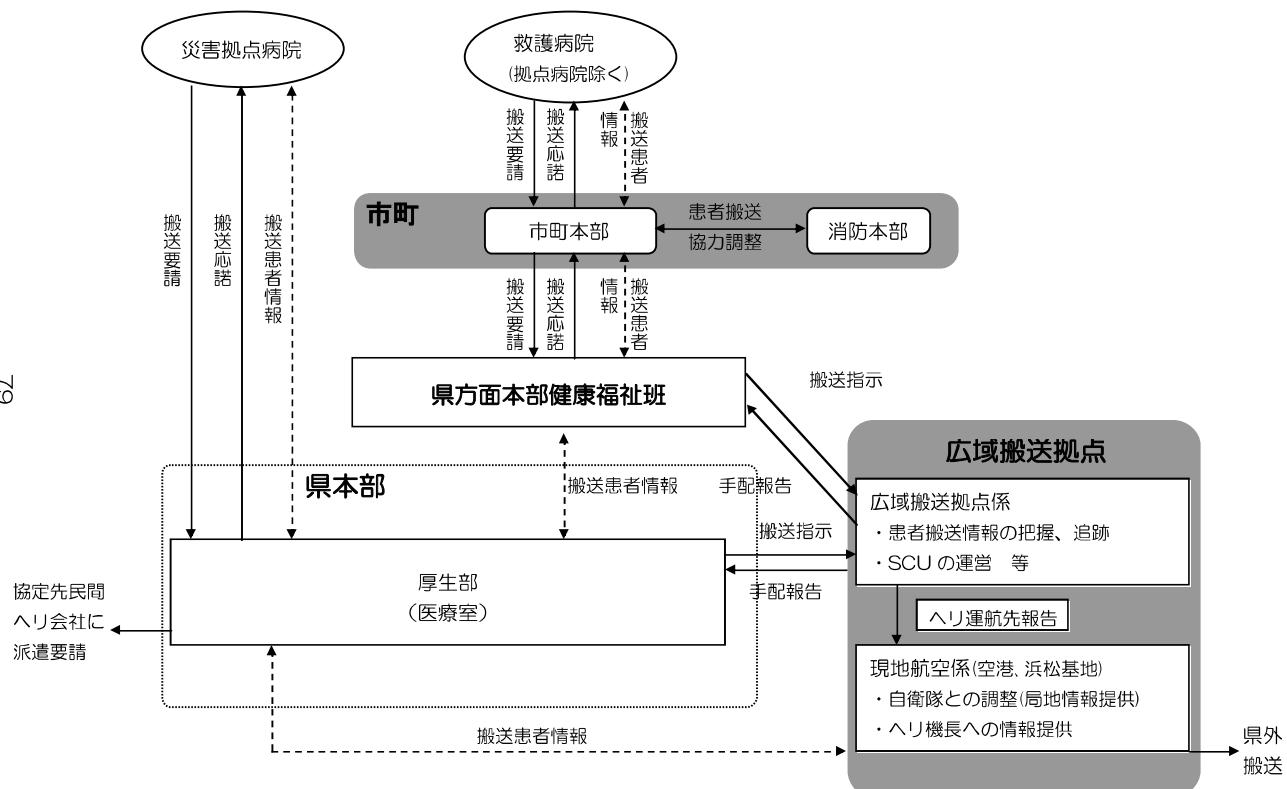
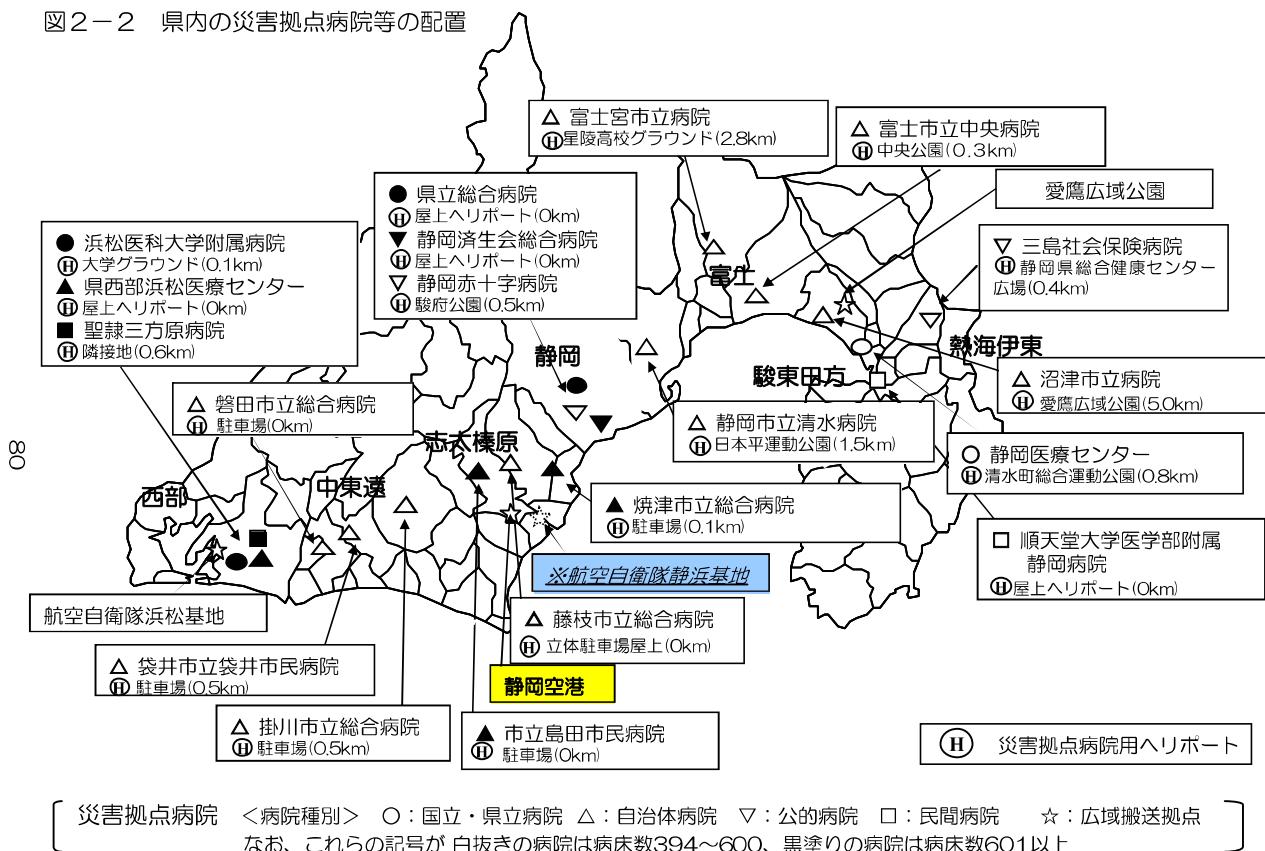


図2-2 県内の災害拠点病院等の配置



様式2-1

静岡県災害対策本部厚生部 行 fax 090-5853-2862、2863		発信 月 日 時 分	担当者名：)
災害拠点病院用			
要請日時	月 日 時 分	臨時離着陸場	
臨時離着陸場 備 考			
応援ヘリコプターの要請書			
【回答欄】			
*以下の項目については、活動を決定後至急連絡します。			
応援民間ヘリ番号			
到着予定時間	月 日 時 分頃		
特記事項(備考)			

様式2-2

情報伝達レート																									
救護病院	市町																								
県方面本部(指令班・健康福祉班) → 県本部厚生部																									
情報名																									
様式番号	伝達医療搬送用ヘリコプターの派遣要請																								
<table border="1"> <tr> <td>情報伝達用紙種別</td> <td>送由機種別()</td> <td>送由機種別()</td> <td>情報伝達先出典</td> </tr> <tr> <td>発信月日・時刻</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>受信者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛信日時・時刻</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>宛(受信者氏名)</td> <td>海 号</td> <td>海 号</td> <td>海 号</td> </tr> <tr> <td>註 意 備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		情報伝達用紙種別	送由機種別()	送由機種別()	情報伝達先出典	発信月日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	受信者氏名				宛信日時・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	宛(受信者氏名)	海 号	海 号	海 号	註 意 備 考			
情報伝達用紙種別	送由機種別()	送由機種別()	情報伝達先出典																						
発信月日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分																						
受信者氏名																									
宛信日時・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分																						
宛(受信者氏名)	海 号	海 号	海 号																						
註 意 備 考																									
要請番号																									
要請元救護病院	年 月 日 時 分																								
要請元救護病院要請時刻																									
臨時離着陸場	年 月 日 時 分																								
広域搬送ヘリージ実施時刻	※広域搬送ヘリージ基準に基づくトリアージを行うこと																								
決定通知書 (へり要請用)	<table border="1"> <tr> <td>要請元</td> <td>要請公園 静岡空港 浜松基地</td> <td>要請公園 静岡空港 浜松基地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">→ 指示</td> <td>→ 方面本部健康福祉班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">→ 決定通知</td> <td>→ 回答</td> </tr> </table>	要請元	要請公園 静岡空港 浜松基地	要請公園 静岡空港 浜松基地	→ 指示		→ 方面本部健康福祉班	→ 決定通知		→ 回答															
要請元	要請公園 静岡空港 浜松基地	要請公園 静岡空港 浜松基地																							
→ 指示		→ 方面本部健康福祉班																							
→ 決定通知		→ 回答																							
※以下の項目については、活動を決定後連絡します。																									
ヘリ機体番号	民間 自衛隊 消防 その他 (機種)																								
特記事項(備考)																									

様式2-3

第
号
年
月
日

III 物資調達に係る要領

1 要旨 東海地震発生時における物資の需給見込については、本要領による。

全国知事会長 様

静岡県知事 印

応援要請書

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類
(1) 被害状況
(2) 応援要請・計画書

担当者名
電話番号
FAX番号

項目	印
飲料水の需給見込（発災後1週間）	表3-1
食料の需給見込（発災後3日間）	表3-2
食料の需給見込（発災後1週間）	表3-3
育児用調整粉乳の需給見込（発災後1週間）	表3-4
小児用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-5
毛布の需給見込	表3-6
大人用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-7
仮設トイレの需給見込（発災後1週間）	表3-8

表3-1 飲料水の需給見込（発災後1週間）

(単位:トン)			
広域物資拠点	需用量 〔市町村〕 注1	供給量 〔市町村〕 注2	需用量 〔不足量 〔協定により 調達〕〕 注3 余剰量
立野物資拠点	1,305	8	1,297 0
賀茂 姫の沢公園林・立野駅車場	1,545	0	1,545 0
東部 富士市産業交流展示場	10,110	333	9,777 0
中部 静岡草薙総合運動場	5,721	0	5,721 0
大井川農業協同組合農産物集出荷場	12,175	0	12,175 0
西部 小笠山総合運動公園	7,517	26,546	0 19,029
浜松市総合産業展示館	6,913	7,463	0 550
合計	56,508	43,320	32,767 19,579

注1) 需用量は、夜間入口(防火栓)第3次検査想定を乗じて算出した要給人口を対象に、1人1日3リットルとし、住民備蓄を含むもの。
 注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16.3.10防政第195号)による。
 注3) 不足量については、県及び市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-3 食料の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需用量 〔市町村〕 注1	供給量 〔市町村〕 注2	需用量 〔不足量 〔協定により 調達〕〕 注3	供給量 〔市町村〕 注2	需用量 〔不足量 〔協定により 調達〕〕 注3
賀茂 県立下田高校体育館・グラウンド	1,297 0	0	1,297 0	95,639 13,322	95,639 13,322
東部 姫の沢公園林・立野駅車場	1,545 0	0	1,545 0	123,900 36,656	123,900 36,656
中部 富士市産業交流展示場	11,342 0	0	11,342 0	91,942 34,1,364	91,942 34,1,364
大井川農業協同組合農産物集出荷場	1,860,624	911,090	949,534	54,432 52,432	54,432 52,432
静岡草薙総合運動場	1,076,231	943,637	132,594	0	0
小笠山総合運動公園	1,009,325	450,789	558,536	0	0
浜松市総合産業展示館	1,901,405	512,878	1,388,527	0	0
合計	8,240,271	4,289,238	3,951,510	0	0

注1) 需用量は、避難所生活者数(国想定)のうち、0歳未満までの人口比率を1%減少し、1人1日140gとした。

注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16.3.10防政第195号)による。

注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各処点の運送者数(第3次検査想定)で均分したもの。

注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-4 育児用調整粉乳の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需用量 〔市町村〕 注1	供給量 〔市町村〕 注2	需用量 〔不足量 〔協定により 調達〕〕 注3	供給量 〔市町村〕 注2	需用量 〔不足量 〔協定により 調達〕〕 注3
賀茂 姫の沢公園林・立野駅車場	13,322	0	13,322 0	0	133 0
東部 富士市産業交流展示場	13,322	0	13,322 0	0	139 0
中部 静岡草薙総合運動場	1,575	116	1,459 0	116	1,459 0
大井川農業協同組合農産物集出荷場	2,278	0	2,278 0	0	2,278 0
小笠山総合運動公園	1,318	29	1,289 0	29	1,289 0
浜松市総合産業展示館	2,328	517	9,000 572	517	9,000 572
合計	10,089	0	1,118 118	0	1,118 118

注1) 需用量は、避難所生活者数(国想定)のうち、0歳未満までの人口比率を1%減少し、1人1日140gとした。

注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16.3.10防政第195号)による。

注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各処点の運送者数(第3次検査想定)で均分したもの。

注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-5 小児用おむつの需給見込（発災後1週間）

(単位：枚)

広域物資拠点	需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 〔協定により 調達 量〕 注3	不足量 〔協定により 調達 量〕 注4	(単位：枚)	
					需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2
賀茂	県立下田高校体育馆・「カラト」	18,295	468	7,364	10,463	3,049
東部	姫の川公園が→広場駐車場	10,497	500	6,389	3,608	1,750
	愛鷹広域公園	151,848	13,128	81,623	57,097	25,308
	富士市産業交流展示場	54,306	600	27,862	25,844	0
中部	静岡草薙総合運動場	293,556	23,800	128,208	14,154	48,926
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	93,106	1,959	47,515	43,635	15,518
西部	小笠山総合運動公園	79,571	0	40,378	39,193	13,262
	浜松市総合産業展示館	120,736	43,112	65,660	1,964	20,123
	合計	821,917	83,567	405,000	333,351	136,987
	合計	978,474	475,667	210,000	335,281	23,680

注1) 需要量は、被覆人口に大歓声（第3次被覆者想定）を乗じて算出した家を失った避難者数のうち、0～2歳児の人口

比率を3%とし、1人1日8枚とした。

注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 1.0 改第19号）による。

注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各施設の避難者数（第3次被覆者想定）で割りしたもの。

注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から購入する。

表3-6 毛布の需給見込

(単位：枚)

広域物資拠点	需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 〔協定により 調達 量〕 注3	不足量 〔協定により 調達 量〕 注4	(単位：枚)	
					需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2
賀茂	県立下田高校体育馆・「カラト」	21,780	13,133	4,208	4,439	312
東部	姫の川公園が→広場駐車場	12,497	52,300	0	0	0
	愛鷹広域公園	180,772	90,952	46,639	43,181	178
	富士市産業交流展示場	64,650	32,362	15,921	16,367	20,19
中部	静岡草薙総合運動場	349,470	80,842	73,257	195,371	1,387
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	110,847	78,063	27,150	5,631	2,920
西部	小笠山総合運動公園	94,728	88,199	6,529	0	1,834
	浜松市総合産業展示館	143,734	39,806	36,295	70,292	771
	合計	978,474	475,667	210,000	335,281	12,932
	合計	978,474	475,667	210,000	335,281	2,700

注1) 需要量は、被覆人口に大歓声（第3次被覆者想定）を乗じて算出した家を失った避難者数（H16. 3. 1.0 改第19号）による。

注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 1.0 改第19号）による。

注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各施設の避難者数（第3次被覆者想定）で割りしたもの。

注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から購入する。

表3-7 大人用おむつの需給見込（発災後1週間）

(単位：枚)

広域物資拠点	需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 〔協定により 調達 量〕 注3	不足量 〔協定により 調達 量〕 注4	(単位：枚)	
					需要量 〔市町 備蓄量〕 注1	供給量 〔市町 備蓄量〕 注2
賀茂	県立下田高校体育馆・「カラト」	18,295	468	7,364	10,463	3,049
東部	姫の川公園が→広場駐車場	10,497	500	6,389	3,608	1,750
	愛鷹広域公園	151,848	13,128	81,623	57,097	25,308
	富士市産業交流展示場	54,306	600	27,862	25,844	0
中部	静岡草薙総合運動場	293,556	23,800	128,208	14,154	48,926
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	93,106	1,959	47,515	43,635	15,518
西部	小笠山総合運動公園	79,571	0	40,378	39,193	13,262
	浜松市総合産業展示館	120,736	43,112	65,660	1,964	20,123
	合計	821,917	83,567	405,000	333,351	136,987
	合計	978,474	475,667	210,000	335,281	2,700

注1) 需要量は、被覆人口に大歓声（第3次被覆者想定）を乗じて算出した家を失った避難者数（H16. 3. 1.0 改第19号）による。

注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 1.0 改第19号）による。

注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各施設の避難者数（第3次被覆者想定）で割りしたもの。

注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から購入する。

IV 輸送活動に係る要領

- 1 要旨
輸送活動を実施するための緊急輸送ルート等については、本要領による。
- 2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等
緊急輸送ルート等は、次のとおりとする。

項目	表4-1	表4-2	表4-3	表4-4	表4-5	表4-6	表4-7	表4-8
緊急輸送ルートの路線名及び区間								

東名高速道路最寄りインターチェンジから各拠点までの緊急輸送ルート
 ① 警察活動拠点
 ② 自衛隊活動拠点
 ③ 消防活動拠点
 ④ 広域物資拠点

東名高速道路緊急停車場から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
 東第二東海自動車道及び緊急河川敷道路
 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
 防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
 防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート
 耐震強化岸壁一覧

表4-1 緊急輸送ルートの路線名及び区間

運送種別	路線名	区间
高速自動車道	東京IC	愛知県 小牧IC
自動車専用道路	山梨県 富士吉田IC	静岡県 勝東南
自動車専用道路	神奈川県 横浜市戸塚区横浜新道 交差	三重県 桑名市垂足258号交差
国道1号	山梨県 甲斐市通20号交差	静岡県 静岡市駿河1号交差
一般国道	山梨県 国道135号 国道136号	静岡県 小田原市桂井1号交差 静岡県 伊豆市国道414号交差
一般国道	国道138号	静岡県 河口湖IC
一般国道	国道150号	静岡県 静岡市駿河1号交差
一般国道	国道152号	静岡県 浜松市国道150号交差
一般国道	国道246号	静岡県 横浜町田IC
一般国道	国道301号	静岡県 (一) 潟戸佐久米線交差
一般国道	国道414号	静岡県 伊豆市国道136号交差
主要地方道	主幹橋(湖西線)	静岡県 下田市武ヶ浜
主要地方道	沼津インター線	静岡県 湖西市古見
主要地方道	沼津インター線 二ヶ日インター線	静岡県 沼津市沼津1号交差
県道	県道1号 県道佐久米線	静岡県 沼津市北区三ヶ日町新築 静岡県 湖西市国道301号交差

表4-2 東名高速道路最寄りインターチェンジから各施設までの緊急輸送ルート

(1) 警察活動拠点（62箇所）

番号	拠点名稱	所在地	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからのルート
117	牧之原市利根公民館	牧之原市中西363	牧之原市中西363	東名 吉田IC 60-3	7 (国)473号(1次)→(国)150号(1次)→(一)橋所金谷線(2次) 9 (生)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→(一)橋所金谷線(2次) 5 (生)候津森線(1次)→(国)1号(2次)→主)候津森線(2次) 7 (生)島田吉田線(1次)→(一)島田大井川線(2次) 4 (生)島田吉田線(1次)→町道
121	仁木体育館	牧之原市仁田143-2	牧之原市仁田143-2	東名 吉田IC	9 (生)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→(一)橋所金谷線(2次) 5 (生)候津森線(1次)→(国)1号(2次)→主)候津森線(2次)
125	諫岐市鶴部公民館	諫岐市鶴部内谷	諫岐市鶴部内谷	東名 吉田IC	5 (生)候津森線(1次)→(国)1号(2次)→主)候津森線(2次) 7 (生)島田吉田線(1次)→(一)島田大井川線(2次) 4 (生)島田吉田線(1次)→町道
126	大井町児童センター	大井町児童センター	大井町児童センター	東名 吉田町住吉180-1	3 (生)島田吉田線(1次)→(一)島田大井川線(2次) 5 (生)候津森線(1次)→(国)150号(1次)→(一)橋所金谷線(2次) 10 (国)473号(1次)→市道
128	吉田町綜合体育館	吉田町綜合体育館	吉田町綜合体育館	東名 吉田町中央公民館	3 (生)島田吉田線(1次)→(一)島田大井川線(2次) 5 (生)候津森線(1次)→(国)150号(1次)
129	吉田町中央公民館	吉田町中央公民館	吉田町中央公民館	東名 吉田町住吉89-1	3 (生)島田吉田線(1次)→(一)島田大井川線(2次) 5 (生)候津森線(1次)→(国)150号(1次)
131	金谷体育センター	金谷体育センター	金谷体育センター	東名 吉田町金谷河原343-1	9 (生)鶴田インター線(1次)→(一)鶴田鶴田線(1次)→市道
136	町立本川根中学校	川根木町町田由550	川根木町町田由550	東名 吉田町金谷河原343-1	10 (国)473号(1次)→(一)春野下原厚原天草線(2次)→(一)國)362号(2次)→市道
142	福田児童館	福田市福田720-1	福田市福田720-1	東名 吉田町	9 (生)鶴田インター線(1次)→(一)鶴田鶴田線(1次)→市道
143	鶴田洋海センター体育館	鶴田市鶴鳴6366-27	鶴田市鶴鳴6366-27	東名 吉田町	16 (生)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(国)150号(1次)→市道
156	総合体育館さるりーな	鶴田市六地2250	鶴田市六地2250	東名 吉田町	6 (生)浜松環状線(1次)→(一)主)鶴田浜島園線(1次)→(一)津川I 6 (生)浜松環状線(1次)→(一)主)鶴田大池線(2次)→市道
162	袋井市総合センター	袋井市新屋1-2-1	袋井市新屋1-2-1	東名 袋井町	3 (生)浜北袋井線(1次)→(一)鶴田袋井線(2次)→(一)津川I 3 (生)浜北袋井線(1次)→(一)鶴田袋井線(2次)→(一)津川I
166	美野体育センター	美野体育センター	美野体育センター	東名 袋井町向笠161-5	12 (生)浜北袋井線(1次)→(一)鶴田袋井線(2次)→(一)主)袋井大須賀 12 (生)浜北袋井線(1次)→(一)西向笠(気多原)1号(2次)→市道
174	天竜武道館	天竜市天竜1号(2次)	天竜市天竜1号(2次)	東名 天竜市	23 (生)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜兵松線(2次)
180	水澤総合体育館	水澤市天竜区水澤町	水澤市天竜区水澤町	東名 水澤町	64 (生)浜松環状線(1次)→(一)鶴田袋井線(2次)→(一)二俣浜兵松線(2次) 64 (生)浜松環状線(1次)→(一)鶴田袋井線(2次)→(一)二俣浜兵松線(2次)
182	シタード	浜松市農山植物園改善七	浜松市農山植物園改善七	東名 浜松市西伊豆地区	2 (生)浜松環状線(1次)→(一)鶴山寺船谷線(2次)→市道
185	青年の家	浜松市天竜2-1	浜松市天竜2-1	東名 浜松市	12 (生)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(国)152号(2次)→(一)国)257号(2次)→ 10 (生)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(一)国)257号(2次)→市道
187	浜松市武道館	浜松市武道館	浜松市武道館	東名 浜松市	10 (生)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(一)国)257号(2次)→市道
188	アミティ浜松市立勤労青少年活動センター	浜松市中区住吉4丁目	浜松市中区住吉4丁目	東名 浜松市	7 (生)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
191	西部運動争奪センター	浜松市浜北区小松3220	浜松市浜北区小松3220	東名 浜松市	10 (生)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
193	浜松市中横濱部緑地会	浜松市浜北区中横濱3-1	浜松市浜北区中横濱3-1	東名 浜松市	17 (生)浜松環状線(1次)→(一)浜北横濱線(2次)→(一)主)浜北袋井線 17 (生)浜松環状線(1次)→(一)浜北横濱線(2次)→(一)主)浜北袋井線
194	浜松市浜北総合体育館	浜松市浜北区平岡50-1-33	浜松市浜北区平岡50-1-33	東名 浜松市	12 (生)浜松環状線(1次)→(一)浜北横濱線(2次)→(一)主)浜北袋井線 12 (生)浜松環状線(1次)→(一)浜北横濱線(2次)→(一)主)浜北袋井線
195	浜松市立鷲坂中学校	浜松市西区鷲坂町4601	浜松市西区鷲坂町4601	東名 浜松市	14 (生)浜松環状線(1次)→(国)1号(2次)→市道
196	浜松市立碧峰中学校	浜松市西区碧峰町4456-1	浜松市西区碧峰町4456-1	東名 浜松市	11 (生)浜松環状線(1次)→(一)主)浜松松浦線(1次)→市道
198	總工總合運動公園体育館	浜松市北区總工町中	浜松市北区總工町中	東名 浜松市	10 (生)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→市道
203	G海洋センターランド	浜松市北区三ヶ日町3ヶ日1号(2次)	浜松市北区三ヶ日町3ヶ日1号(2次)	東名 浜松市	4 (生)三ヶ日G海洋センターランド(1次)→(国)362号(2次)→市道
204	浜西市環境センター	浜西市吉美3294-47	浜西市吉美3294-47	東名 浜松市	17 (生)三ヶ日インター線(1次)→(一)主)豊橋湖濱線(1次)→市道 17 (生)三ヶ日インター線(1次)→(一)主)豊橋湖濱線(1次)→市道
205	浜西アメニティプラザ	浜西市吉美3294-48	浜西市吉美3294-48	東名 浜松市	16 (生)三ヶ日インター線(1次)→(一)主)豊橋湖濱線(1次)→市道
208	新居町立図書館	新居町新居250-5	新居町新居250-5	東名 浜松市	19 (生)浜松環状線(1次)→(国)1号(2次)→町道

② 自衛隊活動拠点（115箇所）

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC （距離[km]）	最寄りのICからのルート	番号	拠点名称	所在地	最寄りの IC (距離[km])	最寄りのICからのルート
301	南伊豆町クリーンセンター	東名 沼津IC	81 -（主）144号（1次）→（副）135号（1次）→（主）1号（1次）→（副）136号（1次）	（主）沿岸IC→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）	5	須崎漁会館	下田市須崎字西ヶ丘 1799	東名 沼津IC	80 -（主）414号（1次）→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）
302	銀の湯会館	東名 沼津IC 247-1	83 -（主）144号（1次）→（副）135号（1次）→（主）1号（1次）→（副）136号（1次）	（主）沿岸IC→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）	9	葉伊豆町立体育セン タ-	葉伊豆町立体育セン タ-3349-4	東名 沼津IC	68 -（主）144号（1次）→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）
303	道の駅 花の三豊苑	東名 沼津IC	78 -（主）1号（1次）→（副）1号（1次）→（主）136号（1次）	（主）沿岸IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	12	G 游洋センター体 育館	河津町浜432-1	東名 沼津IC	60 -（主）414号（1次）→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）
304	大輪莊	東名 沼津IC 1280-1	58 -（主）135号（1次）→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	（主）沿岸IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	15	中央公民館	南伊豆町加納792	東名 沼津IC	84 -（主）414号（1次）→（副）1号（1次）→（主）下佐ヶ野谷津線（1次）
305	三島市民文化会館	三島市一番町20-5 沼津IC	8 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）→（主）伊東修善寺線（2次）	（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	16	県立松崎高校	松崎町塙田188	東名 沼津IC	74 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）
306	碧田市役所公民館	碧田市向坂上615-1 IC	7 -（主）碧田IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）→（主）碧田天竜線（2次）	（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）→（主）碧田天竜線（2次）	17	御殿崎進センター	西伊豆町仁科395	東名 沼津IC	70 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）
307	菊川市役所文化館	菊川市堀之内61 東名堀川 IC	2 -（主）掛川浜町線（1次）	（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	19	黄金海岸駐車場	西伊豆町久住 2185-1	東名 沼津IC	61 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）
		20 -（主）1号（1次）		（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）	20	家の里館	熱海市伊豆山芋庭の 熱海温泉街 F4-1	東名 沼津IC	25 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）
		23	県立伊東高校	伊東市岡1229-3	東名 沼津IC	46 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）			
		27	富士通半導體工場	沼津市宮本140	東名 沼津IC	5 -（主）三牧営農場			
		29	戸田B & G海洋セイ	沼津市戸田2053	東名 沼津IC	39 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）修善寺戸田線（2次）→（主）市道			
		31	南二日町広場	三島市南二日町 1	東名 沼津IC	8 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）→（副）1号（1次）			
		35	市民会館	御殿崎市朝原183-1	東名 沼津IC	3 -（主）沼津IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		36	掛野市総合グラウンド	掛野市御宿8 80	東名 沼津IC	3 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）市道			
		37	天城中学校	伊豆市月ヶ瀬853	東名 沼津IC	32 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		38	天城ふるさと広場	伊豆市上船原 1120-1	東名 沼津IC	35 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		41	府野小学校グラウンド	伊豆市音羽根47	東名 沼津IC	29 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		43	松原公園	伊豆市土肥2 6 5 6 -1	東名 沼津IC	49 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		44	土肥中学校	伊豆市土肥270-1 1120-1	東名 沼津IC	49 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		46	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996	東名 沼津IC	26 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		47	中伊豆中学校	伊豆市八幡407	東名 沼津IC	30 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）市道			
		48	長崎中学校	伊豆の国市長崎町 140-1	東名 沼津IC	16 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		50	韭山運動公園	伊豆の国市韭山多田 860	東名 沼津IC	49 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		51	大仁中学校	伊豆の国市三浦 1276-3	東名 沼津IC	22 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		53	大仁小学校	伊豆の国市三浦3-25 140-1	東名 沼津IC	20 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		57	柿川公園	薄木町伏見7-1-7	東名 沼津IC	6 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		58	県立長泉高校	長泉町下長屋1002	東名 沼津IC	6 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		63	小山町生徒宿育セン	小山町向多野130	東名 沼津IC	9 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）246号（2次）→（主）1号（1次）			
		65	富士宮市民体育館	富士宮市民体育館 114	東名 沼津IC	14 -（主）沼野IC→（副）1号（1次）→（主）1号（1次）			

③ 消防活動拠点(65箇所)については、本要領・表1-9のとおりとする。

最寄りのICからのルート						
番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	距離(km)	最寄りのICからのルート	
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町奥久慈1,473	東名 沼津IC	81 一(国)135号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(国)136号(1次)	
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町大字20-1	東名 沼津IC	78 一(主)下田沼津線(2次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(国)136号(1次)	
401	駿根公園健康広場	下田市駿根757	東名 沼津IC	74 一(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(国)136号(1次)	
402	吉佐美運動公園	下田市吉佐美1901	東名 沼津IC	77 一(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(国)136号(1次)	
403	須崎グリーンエリア芝生広場	下田市須崎1235-1	東名 沼津IC	81 一(国)35号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(主)須崎西側線→(主)須崎東側線→(主)須崎西側線→(主)須崎東側線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
404	吉宮総合グラント野球場	東伊豆町福取2350	東名 沼津IC	68 一(国)35号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
405	クロスカントリーコース	東伊豆町福取3349-1	東名 沼津IC	68 一(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
406	深石鳥居地	東伊豆町福取3349-4	東名 沼津IC	68 一(国)35号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
407	浜区菖蒲池地区先灰堀	河津町浜434-1	東名 沼津IC	60 一(国)35号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
408	青野川ふるさと公園	南伊豆町奥久慈1513	東名 沼津IC	81 一(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)	
409	松崎町総合グラント	松崎町道郷265-3	東名 沼津IC	74 一(主)南里里塚線	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
410	黄金崎クリスマリーハーク	西伊豆町宇200	東名 沼津IC	61 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
411	総合運動公園芦地	御前町平井17-06	東名 沼津IC	16 一(国)136号(1次)→(主)自然海水浴場(2次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)246号(1次)→(主)136号(1次)	
412	清水日本平総合運動公園	静岡市清水区川村3680-1	東名 清水IC	9 一(国)149号(1次)→(主)150号(1次)→(主)150号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)自然海水浴場(2次)→(主)136号(1次)→(主)136号(1次)→(主)自然海水浴場(2次)→(主)136号(1次)	
413	旧金谷中学校跡地	島田市金谷3383-1	東名相模 川之原IC	7 一(国)473号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
414	旧清掃センタークリーン	島田市阿賀ヶ谷86	吉田IC	8 (主)島田吉田線→(主)吉田	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
415	大井川漂流線地	吉田町川尻地先	吉田IC	4 (主)島田吉田線(1次)→(主)150号(1次)→(主)吉田	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
416	大井川河川敷広場	島田市川根町家山地先	東名 川之原IC	28 一(国)473号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
417	豊田ラブリーパーク	豊田市氣子島155	豊田IC	7 一(主)豊田吉田線→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
418	小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	東名 川之原IC	4 一(主)袋井川河線	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
419	天竜川運動公園	浜松市中区西丘町724	浜松西IC	2 一(主)浜松黒川線(1次)→(主)1号(1次)→(主)1号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
420	天竜川線地(南)	浜松市南区白旗町490-1	浜松IC	5 一(主)浜松黒川線(1次)→(主)1号(1次)→(主)1号(1次)→(主)1号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
421	天竜川線地(北)	347番地先	浜松IC	3 一(主)浜松黒川線(1次)→(主)1号(1次)→(主)1号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	
422	森町太田川親水公園	田川町川敷	袋井IC	10 一(主)天竜川河線(2次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)136号(1次)	

(注) 路線名の1~3次は、緊急輸送路を示す。

広域物資拠点(8箇所)						
番号	拠点名稱	所在地	最寄りのIC	距離(km)	最寄りのICからのルート	
1	沼津インター橋(1次)→(国)136号(1次)	沼津市蓮池(1次)	沼津IC	76 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
2	沼津インター橋(1次)→(国)136号(1次)	沼津市鶴見(1次)	沼津IC	22 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
3	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	3 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
4	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	7 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
5	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	7 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
6	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	7 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
7	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	7 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	
8	沼津市鶴見(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	沼津市鶴見(2次)	沼津IC	7 一(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	(主)沼津インターフォード(1次)→(主)1号(1次)→(主)136号(1次)	

表4-4 第二東海自動車道及び緊急河川敷道路

道路・河川名		区間		備考	
第二東海自動車道	(仮)御殿場JCT～(仮)引佐JCT	河口～国道1号島田バイパス(新大井川橋)	左岸のみ		
緊急河川敷道路	大井川	安倍川	河口～国道1号静清バイパス(安倍川大橋)	左岸のみ	

注) 上記は計画区間であり、未整備を含む。

表4-3 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

名称	場所	設置位置		最寄り IC との距離		最寄りの主要な 陸上輸送ルート	距離 (km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
		上下線	KP	名古屋側 IC 基点 IC	東京側 IC 基点 IC			
小山 BS	小山町竹之下	上	75.4	御殿場 IC 8.2	大井松田IC 17.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→竹之下小山線→(→山中湖小山線
東名足柄橋西口		下	77.5	御殿場 IC 6.2	大井松田IC 19.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→竹之下小山線
足柄 SA	御殿場市、小山町	上・下	80.9	御殿場 IC 2.7	大井松田IC 23.0	(国)138号(1次)	4	市道→(主)御殿場大井線
駒門 PA 西口	御殿場市駒門	上・下	90.4	裾野 IC 3.4	御殿場 IC 6.8	(国)246号(1次)	1	市道
愛鷹 PA	沼津市宮本	上・下	105.9	富士 IC 15.5	沼津 IC 2.7	(国)1号(1次)	3	市道
旧原 BS	沼津市平沼	上	110.6	富士 IC 10.8	沼津 IC 7.4	(国)1号(1次)	2	市道
富士	富士市今泉	下	119.7	富士 IC 1.7	沼津 IC 16.6	(国)139号(1次)	2	市道
富士川 SA	富士市岩渕	上・下	127.4	清水 IC 20.3	富士 IC 6.0	(主)富士川身延線2次	1	市道
蒲原	静岡市清水区蒲原	下	132.2	清水 IC 15.5	富士 IC 10.8	(一)富士由比線(2次)	1	市道
由比	静岡市清水区由比	上	135.8	清水 IC 11.9	富士 IC 14.4	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
由比 PA	静岡市清水区由比西 倉沢	上	139.5	清水 IC 8.2	富士 IC 18.1	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
興津トヨ東口	静岡市濱松区八木間	上・下	142.9	清水 IC 4.8	富士 IC 21.5	(国)52号(1次)	1	市道
日本平 PA	静岡市駿河区吉田	下	155.8	静岡 IC 5.9	清水 IC 8.1	(国)1号(1次)	3	市道
安倍川橋西口	静岡市駿河区下川原	上	163.1	焼津 IC 10.4	静岡 IC 1.4	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トヨ東側	静岡市駿河区小坂	下	165.5	焼津 IC 8.0	静岡 IC 3.8	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トヨ西側	焼津市野萩	下	169.8	焼津 IC 3.8	静岡 IC 8.0	(国)150号(1次)	1	市道
牧之原 SA	牧之原市静谷	上	194.6	相良牧之原IC 2.0	吉田 IC 9.1	(国)473号(1次)	1	市道
つま恋	掛川市杉谷	上	206.6	掛川 IC 1.1	菊川 IC 4.8	(主)掛川大東線(1次)	2	市道
葵町	浜松市中区葵町	上・下	237.4	浜松西 IC 3.1	浜松 IC 7.4	(国)257号(2次)	2	市道
浜名湖 SA	浜松市北区三ヶ日町佐久 米	上・下	247.9	三ヶ日 IC 3.1	浜松西 IC 7.4	(国)362号(2次)	2	市道
三ヶ日トヨ西口	浜松市北区三ヶ日町平 山	下	257.4	豊川 IC 11.6	三ヶ日 IC 6.4	(国)362号(2次)	5	(国)301号

表4-5 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

表4-6 防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

(1)防災拠点ヘリポート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでの距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでの距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでの距離(km)
駿河	駿根公園健康広場 (予備地)	下田市駿根757 下田市外ヶ岡7	(国)136号 (1次)	2 市道 臨港道路2号(1次)→市道	大型
東部	外ヶ岡ヘリポート (予備地)	伊東市川奈1160 熱海市和田浜南町1694-30	(国)135号 (1次)	0 市道 臨港道路5→3→1号(1次)	大型
東部	小室山公園総合運動場	伊東市川奈1160 熱海市和田浜南町1694-30	(国)135号 (1次)	1 市道 臨港道路5→3→1号(1次)	大型
東部	愛鷹山公園多目的競技場、ホーランド	沼津市愛鷹202 富士宮市外神集町114	東名沼津IC (国)1号(1次)	3 (-)足高三枚橋線→市道 富士宮市外神集町114 (国)139号 (1次)	中型 大型 中型
中部	三浦里立地 焼津市スポーツ広場	静岡市駿河区栗原19-1 静岡市駿河区栗原11-1 静岡市駿河区駿訪10-1 焼津市総合運動公園	静町1号(1次) (国)1号(1次) (国)1号(1次) 焼津市平野 掛川市平野 浜松市南区江之島	1 市道 市道→(主)山陽大谷線(2次) 市道→(-)大竜橋技線 市道(2次) (国)1号(1次) (国)1号(1次)	中型 中型 中型
西部	遠州灘海浜公園 長景	浜松市南区中田島 浜松市南区中野町 天竜川河川敷 天竜川河川敷	1674 (国)1号(1次) (国)1号(1次) 浜松市南区鶴見町 天竜川河川敷	1 市道 (-)二俣川総松線(2次)→ (-)二俣川浜松線(2次)→ (-) (-) 市道 市道	大型 小型 大型 小型 中型

(注)路線名の1~3次は、緊急輸送路を示す。

表4-7 防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	港湾・漁港名	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでの距離(km)
賀茂	稻取漁港 (予備地)	東伊豆町 南伊豆町 妻良漁港 松崎港 伊東港 手久須港 伊豆港	(国)135号(1次) (国)136号(1次) (国)136号(1次) 西伊豆町 西伊豆町 (国)136号(1次) 伊豆市 伊豆市 (主)沼津土肥線(2次) 沼津市 沼津市 (主)沼津土肥線(2次)
東部	市原町 静岡空港 牧之原市	大井川港 御殿場市板妻40-1 焼津市上小杉1602 焼津市西区山西町	(国)4-3号(1次)→(主)江之島 谷線(1次)→(-)静岡空港 港線 静岡市諏訪 牧之原市 磐田市 新居町
中部	静岡駅	焼津市	(-)静岡焼津線(1次) 焼津市
西部	浜名港	大井川港 御殿場市板妻40-1 焼津市上小杉1602 浜松市西区山西町	150号(1次) (国)150号(1次) 市道→(-)静岡焼津線(1次)

(注)路線名の1~3次は、緊急輸送路を示す。

表4-8 耐震強化岸壁一覧

地域	港名	所在地	地区名	施設名	延長(m)	水深(m)	緊急物資取扱能力(t/日)	備考
東部	下田港	下田市	外ヶ島	外ヶ島桂橋	80	6	1,360	
	賀茂	松崎町	松崎	松崎浅橋	68	3	612	
	宇久須港	西伊豆町	宇久須	宇久須桂橋	50	4	850	
	熱海港	熱海市	和田磯	-7.5号岸壁	155	7.5	4,390	
中部	伊東港	伊東市	玖須美	玖須美岸壁	60	4.5	1,020	
	土肥港	伊豆市	大藪	大藪岸壁	60	4.5	1,020	
	沼津港	沼津市	外港	外港西岸壁	90	5.5	1,530	
	田子の浦港	富士市	吉原	吉原1号岸壁	130	7.5	3,380	
清水港	日の出港	静岡市	興津	吉原2号岸壁	167	9	4,342	
	焼津漁港	焼津市	日の出	興津1号岸壁	125	7.5	3,250	
	大井川港	焼津市	城之腰	興津2号岸壁	185	10	4,810	
	地頭方漁港	牧之原市	飯糸	興津11号岸壁	185	10	4,810	
西部	御前崎港	御前崎市	女岩	興津12号岸壁	220	12	5,720	
	福田漁港	磐田市		日の出4号岸壁	220	12	5,720	
	浜名港	新居町		日の出5号岸壁	240	12	6,240	
	(注) 清水港、御前崎港はコンテナによる輸送が可能。			新興津岸壁	240	12	6,240	
	焼津漁港	焼津市		(-7.0m)岸壁	350	15	9,100	コンテナ
	大井川港	焼津市		耐震岸壁	120	7	3,120	
	地頭方漁港	牧之原市		(-3.0m)岸壁	90	5.5	1,530	
	(注) 清水港、御前崎港はコンテナによる輸送が可能。			西埠頭3号岸壁	150	3	1,350	
	御前崎港	御前崎市	女岩	西埠頭4号岸壁	130	7.5	3,380	
	福田漁港	磐田市		女岩岸壁	280	14	7,280	コンテナ
	浜名港	新居町	向島	(-3.0m)岸壁	350	3	3,150	
				(-5.0m)岸壁	100	5	1,700	
				向島物揚場第2	175	3.5	1,575	